

平成29年五條市議会第4回12月定例会（第8号）

日 時 平成29年12月15日（金） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	岩本孝	1 台風21号による災害について (1) 災害の規模について (2) 復旧に向けての取組及び見通しについて (3) 補助金制度について (4) 避難所の開設状況について (5) 施設の状況及び避難者への対応について 2 有害獣対応について (1) 捕獲状況について (2) 防護対策について (3) 報奨金制度について (4) ハンターの育成について (5) ジビエフェスタについて	部長 部長
2	福塚実	1 台風21号及び22号の被害について (1) 被害箇所について (2) 対策と対応について (3) 上野公園総合体育館について 2 JR五条駅前周辺整備について (1) 現在の取組について (2) 今後の取組について 3 土砂搬入業者の現状について (1) 現状について (2) 現在の対応について 4 五條市の空き家について (1) 現在の取組について (2) 対応と対策について	市長・部長 部長 部長 部長
3	藤富美恵子	1 地域公共交通について (1) バスの増便について (2) バスの停留所の増設について	市長・部長
4	大谷龍雄	1 台風21号による被害への救援・復旧の強化について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>(1) 被害の現状と全体の掌握について</p> <p>(2) 危険箇所や二次被害防止対策について</p> <p>(3) 法律や五條市条例を活用した救援・復旧について</p> <p>(4) 国・県への財政支援の要請について</p> <p>(5) 効果的かつ排水対策を考えた復旧工事について</p> <p>(6) 災害の大きな原因になっている地球温暖化防止に関する政府への強力な要請について</p> <p>2 水道料金の引上げを抑止し市民負担軽減と景気を良くする対策について</p> <p>(1) 石綿管交換に関する、統合による国の補助金の全面的な活用について</p> <p>(2) 浄水場等の改修及び耐震化について</p> <p>ア 県域水道の一体化案の早期掌握と二重の出費にならないよう検討することについて</p> <p>イ 補強工事・全面改修の正確な判断について</p> <p>ウ 国の補助金を有効活用することについて</p> <p>(3) 水利権分割譲渡費用の給水量減少に伴う減額の要請について</p> <p>3 新庁舎建設における当初想定額（約47億円）での建設について</p> <p>(1) 効率的な免震構造について</p> <p>(2) 市民と職員に喜ばれる整型案について</p> <p>(3) 効率的で節約した西側擁壁工事について</p> <p>(4) 雨漏り防止対策について</p> <p>(5) シンプルな設計・施工について</p> <p>4 子育て支援と少子化対策を優先した学校づくりと少人数学級の良さを生かした学校づくりについて</p> <p>(1) 子供医療費の病院窓口無料化について</p> <p>(2) 小・中学校の給食費への助成について</p> <p>(3) 大学生の給付型奨学金制度の拡充に関する政府への要請について</p> <p>(4) 少人数学級の良さを生かした学校づくりについて</p>	<p>市長・水道局長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・教育長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>5 市民負担の軽減と福祉の充実について (1) 国民健康保険税の負担軽減について (2) 介護保険料の負担軽減について (3) 精神障がい者の交通運賃割引に関する政府及び公共交通機関への要請について</p> <p>6 農林業の振興について (1) 生産調整をした稲作農家への交付金廃止及び種子法廃止撤回の政府への要請について (2) TPPの断念とEPA撤回の政府への要請について</p> <p>7 クリーン・オアシスのひび割れ問題の補償について (1) 請負契約第44条に基づく協定書及び覚書の締結について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第五号））
- 第三 議第五十二号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定について
- 第四 議第五十三号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第五十四号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第五 議第五十五号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について
- 第六 議第五十六号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 第七 議第五十七号 五條市営住宅条例等の一部改正について
- 第八 議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について
- 第九 議第五十九号 市道路線の認定について
- 議第 六十号 市道路線の認定について
- 議第六十一号 市道路線の変更について
- 議第六十二号 市道路線の廃止について
- 第十 議第六十三号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について
- 第十一 議第六十四号 工事請負契約の締結について
- 第十二 議第六十五号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第十三 議第六十六号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 太 好 紀
副市長 内 成 吉
教育長 内 伸 起
理事 山 和 宏
技監 八 田 護
市長公室長 辻 田 祥 友

十二番 大 谷 龍 雄
十一番 藤 富 美 子
十番 吉 田 雅 範
九番 山 口 耕 司
八番 福 塚 実
七番 岩 本 孝
六番 窪 佳 秀
五番 吉 田 正
四番 牧 野 雅 一
三番 平 岡 清 司
二番 養 田 全 康
一番 伊 谷 賢 司

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長
柳	芳	辰	井	坂	上	西	西	中	松	松	泉	森	松	平	井	稲	竹	山	和
ヶ	田	巳	筒	口	田	本	峯	本	本	本	谷	川	井	田	上	次	本	本	田
瀬	佳	大	昭	慎	幸	久	久	賢	智	武	進	義	和	耕		裕	勝	修	剛
五	名																		
美	子	輔	則	一	則	雄	美	二	美	士	治	彦	永	一	昭	美	治	二	明

午前十時開会

○議長（平岡清司）ただいまから去る十四日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含め九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、七番岩本 孝議員の質問を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、七番岩本 孝の一般質問をさせていただきます。

まず初めに台風二十一号で被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

大きな一番、台風二十一号による災害については、昨日たくさんの議員さんが一般質問されました。重複している部分がありますので大方割愛させていただきますが、余り触れられていない西吉野町平沼田の災害について質問させていただきます。本年十月に発生した台風二十一号は超大型で非常に大きな勢力を保ったまま、二十二日の夜から二十三日の明け方に掛けて近畿地方を通過し、五條市に大きな被害をもたらしました。特に山間地域を抱える西吉野町平沼田地区では道路・河川の施設災害のみならず、山腹部において地滑り現象が発生し、治山えん

堤が倒壊するなど周辺の人家へ多くの被害をもたらしました。

現在は、道路・河川・治山えん堤の施設について災害復旧工事として取り組んでおられ、既に地滑り地区が指定されている馬々尾橋から東へ向かう谷筋斜面では三箇所程度斜面崩落があったと聞いております。また地滑り地域指定のところから離れた部分においても道路路面に亀裂が発生して大変歩行困難になったり、走行困難になったりしているところがあると聞いております。

地元住民の方からの通報により五條土木事務所が調査に入ったと聞き及んでおりますが、その調査結果とその後の対応についてお伺いします。

○議長（平岡清司）八田技監。

○技監（八田 護）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

既に地滑り地区が指定されております馬々尾橋から東へ向かう谷筋の斜面につきましては、県が現地調査をした結果、地滑り地区全体の変動ではなく、局所的な崩壊であると判断しております。

平成二十九年、今年度中に詳細調査、実施設計に着手し、翌年の平成三十年に地滑り対策事業として対策工事に着手する予定と聞いております。

次に地滑り指定地区から外れた道路路面に亀裂が南北方向に数箇所発生している箇所につきましては、県が緊急調査を実施した結果、亀裂は連続しておらず、既に地滑りに指定されているブロックとは独立したものであると判断しております。岩盤部分が露出し、比較的安定した岩斜面が確認できておりますので、大きな地滑りとは現時点では考えにくいと判断しておりますが、亀裂が路面に複数箇所発生している状況がありますので、伸縮計を設置しまして監視体制を取っていただいております。

十一月から観測を開始し、現在のところ地滑りの挙動は確認されておりませんが、引き続き県に監視を行っていただくことになっております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）八田技監は県から出向されておりますので、県五條土木事務所と連絡を、又連携を密にさせていただいて、地滑り対策事業を速やかに進めてほしいとよろしくお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

次に、避難者の対応について質問させていただきます。

今回の台風二十一号につきましては衆議院議員選挙と重なりまして、職員の皆様には大変御苦勞をお掛けしたことを思います。しかしながら人的被害はなかったものの多くの被害が発生し、全市に避難勧告が発表されるなど大変な対応を迫られたことと申うものであります。今回の対応を検証することで、またこれを次に生かすことよって、職員の皆様も避難所だけでなくあらゆる対応を求められることから、消防団・自主防災会・日赤奉仕団・婦人団体連絡協議会等、各種団体との連携が大変重要になってくると思うのであります。これらの連携についてどう考えておられますか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の台風につきましては、早速全庁的に検証いたしました。議員お述べのとおり各種団体との連携につきましては、今後各種の訓練などを通じて実際に即した確認を行うなど、検証を生かしていきたいと考えております。また日頃から避難行動時の持参物等につきましても防災ガイドブック等を通じて周知、啓発を図っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） それでは市役所職員の危機管理意識向上に向けた防災教育の必要性について伺います。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の安心安全を守ることは我々市職員としての何よりの使命でございます。災害に対する市役所職員の危機管理意識の向上のため防災意識の向上や災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう職員研修の実施や防災訓練を通じて、例えば避難所における運営研修などを実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） よく分かりました。

縦の系統だけではなくて全市職員が一丸となつての対応をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

大きな二番、有害獣対策についてでございます。

近年、農作物に大きな被害を及ぼすイノシシ・鹿・アライグマの捕獲状況についてお伺いいたします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

有害鳥獣の担当課で把握している捕獲状況は、平成二十九年四月一日から十一月三十日までの実績として、イノシシ五百四十頭、ニホンジカ百九頭、アライグマ百十六頭、合計七百六十五頭捕獲いたしました。

平成二十八年十一月末はイノシシ三百六十八頭、ニホンジカ九十七頭、アライグマ百四十頭捕獲し、合計は六百五頭で、前年度と比較すると百六十頭多く捕獲しております。

次に平成二十五年度からの担当課が把握している捕獲頭数の推移を報告いたします。

イノシシについては、平成二十五年度は七百八頭、平成二十六年は九百十九頭、平成二十七年は一千三百十九頭、平成二十八年は一千六十頭を捕獲いたしました。ニホンジカについては、平成二十五年度は三百八十三頭、平成二十六年は三百九十頭、平成二十七年は五百五十七頭、平成二十八年は三百六十二頭を捕獲いたしました。アライグマについては、平成二十五年度は百十一頭、平成二十六年は百七十一頭、平成二十七年は九十二頭、平成二十八年は百四十七頭捕獲いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）それでは二十五年度から二十九年の十一月までの累計の数字をお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十五年度から平成二十九年十一月末までの捕獲状況といたしましては、イノシシ四千六百四十六頭、ニホンジカ一千八百二頭、アライグマ六百三十七頭、合計七千八百四十四頭を捕獲いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今お聞きしましたが、五年足らずで七千八十四頭、これぐらいたくさん有害獣を捕獲していただいておりますにも関わらず、一向に被害が減りません。農業をされている方でこれでは勤労意欲を失ってしまう、どうにかしてほしいと私各所でお会いするんですけども、特に西吉野の人、又五條の人でも山間部の人はいノシシ・鹿・アライグマの被害をどうにかしてほしいと訴える人がたくさんおられます。

そこで、イノシシ、鹿等が果樹園等に入らない対策、防護対策について伺います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

平成二十九年鳥獣被害防止対策事業は、六十九団体、延長約一〇一キロメートルになる計画となっております。

平成二十二年から八年間の鳥獣被害防止対策事業実績に本年度計画分を加算すると三百一団体、延長三五四キロメートルとなる見込みです。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）総延長で三五四キロメートル、すごい距離になりますね。

それでは平成二十二年からの総事業費をお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

鳥獣被害防止対策事業に係る、事業費について平成二十九年度の予算は一億二千六百万円を計画しております。

平成二十二年から二十八年までの事業費三億一千八百万円に、平成二十九年予算を合計しました総事業費は四億四千四百万円となる見込みです。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）平成二十二年からの総事業費は今お聞かせいただきましたが四億四千四百万円、これぐらいたくさんのお金を掛けていた

だいて防護対策に力を注いでいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また昨年度から有害獣の防護柵も、金網ですね、大変頑丈になり足元からイノシシが侵入しておったのを防ぐために、スカートというのですか、金網の部分を下の方に付けてもらって、お金もたくさん掛かっておると思いますが、このように立派な柵を準備していただいて大変農家の方も喜んでおられますが、まだ今年も少しですけれども柿取りを手伝いに行っておたら、どこからか入ってきて、畑を耕したり糞害です、ものすごく臭いのが所々にしてあって、それを踏んだらあかんど、農家の方は棒を立てておいてそれが危険なところやということをやってくれておりますが、そのようにして一向に被害が減っていないのが実情でございます。

そこで次に、イノシシ・鹿・アライグマを捕獲した場合の報奨金についてお伺いします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

有害鳥獣捕獲に関する活動経費交付について、五條市鳥獣被害防止計画に基づき実施しております。

平成二十八年度の五條市実績はイノシシ六百五十七頭、ニホンジカ二百二十六頭が交付の対象となりました。一頭当たりの交付金基本単価は鳥獣被害防止対策事業交付金交付要綱で示す緊急捕獲活動支援の交付率を採用し、運用しております。奈良県内市町村がこの単価を採用し運用しております。成獣イノシシ・ニホンジカ一頭に八千円、幼獣イノシシ・ニホンジカ一頭に一千円、加えて五條市森林植生保全事業補助金交付要綱に基づき、ニホンジカ雌一頭につき八千円を交付しております。アライグマについては一頭につき二千円を、五條市有害鳥獣駆除奨励金交付要綱に基づき交付しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）そしたら雌鹿だけは八千円プラスになって一万六千円になるわけですね。近隣の市町、橋本市とか宇陀市とかその辺有害獣の被害があるところがあると思えますけれども、その報奨金、分かったら教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

近隣市町村の状況については、和歌山県橋本市は一万五千円、伊都郡かつらぎ町は一万五千円、伊都郡高野町も一万五千円、大阪府河内長

野市はイノシシのみ八千円となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今お聞かせいただいた和歌山県ですけれども、橋本市、それからかつらぎ町、高野町は一万五千円であると、県と違って国からもらっている補助金のところに市とか、実際単独でプラスされておるといわけですね。五條市の財政状況、大変ひっ迫して苦しいと思います。今言わしてもらった橋本市・かつらぎ町・高野町のように市独自でそこにプラスされるお考えはございませんか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

雌のニホンジカにつきましては県の協力をいただき、五條市の補助金を付けまして八千円交付させてもらっております。それ以外については現在のところ計画にはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）財政状況等を鑑みてそういうふうに行われていると思います。

それでは次に、ハンターの育成について伺います。本年度の狩猟免許受験者は何名おられましたか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の質問にお答え申し上げます。

五條市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備を行っております。昨年度より新規狩猟免許の取得を増やすためにその取得費に対して補助を行っております。

本年度は、新規狩猟免許の受験者数は十三名でありました。

今後も引き続き五條市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備を行ってまいります。

なお現在、五條市狩猟者登録者数は九十七名であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今年度は十三名、昨年度は確か十四名やったと思います。

現在五條市内で狩猟免許を登録されている方は九十七名、今おしゃれましたね。五條市内の人口の分布も高齢化しておる、そしてハンターの方も御多分に漏れず高齢化されていると思います。昨年ですか、今年の初めやったか井上部長が奈良テレビで三回ほど出演されて素晴らしいハンティングの技術を披露してくれていましたが、そのように後継者の育成、ハンターも大分年を取っておられると思います。だからやっぱり防護柵したり罠で捕ってもらったりしているんやけれども、やっぱり被害をなくそうと思ったらイノシシ・鹿の個体を少なくしないとあかんもんですわ。そこでハンターの後継者の育成、どんな育成を考えておられますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県が主催する農林業被害を鑑み、農家の方自らも狩猟免許取得を推進した無料狩猟免許取得講習会を年二回開催しております。五條市も広報などでPRし、これに積極的に参加し、講師の派遣もしております。

今後も引き続き奈良県と協力し、各種イベントなどで狩猟免許の取得を推進するPR活動を積極的に行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）分かりました。

人口は減っておる、その割に有害獣が増えておるといふうに、人口よりイノシシ・鹿が多くなるというようなことがないようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

ちようど選挙の期間中でしたけれども、先月ですれ十一、十二と、農林産物品評会と併催ですか、行われました全国ジビエフェスタについてどのようなジビエフェスタであったかお聞かせ願えますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

ジビエフェスタについて、十一月十一日、十二日、五條市上野公園総合体育館（シダアリーナ）で五條市農林産物品評会とともに開催いた

しました。来場者数は二日間で延べ五千人にお越しいただき、盛大に開催することができました。

まずレトルトジビエカレーコンテストでは、十二の都道府県から十五の市町村がエントリーいただき、二十三品でコンテストを実施いたしました。各賞について、「パッケージデザイン」部門は北海道陸別町「りくべつ鹿カレー」が受賞、「香り」部門は「奈良県五條柿と猪のジビエカレー中辛」が受賞、「味」部門は「奈良県五條柿と猪のジビエカレー甘口」が受賞、「総合印象」部門は「奈良県五條柿と猪のジビエカレー中辛」が受賞しました。

またグルメ飲食店につきましては、二日間で延べ四十点が出店いただきました。出店された店舗はとても美味しいと評判で「全て完売した」と報告を受けております。

ステージイベントにつきましては、二日間で延べ十八団体が出演し、音楽とダンス、バルーンパフォーマンス等を披露いたし、来場者を楽しませてくれました。

シダアリーナ内では手づくりマルシェを実施し、二日間で延べ百二十五店の出店がありました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）五條市のカレーがたくさんの賞をいただいたと、「大切な命をいただきます」という思いで開催されました全国ジビエフェスタ、盛会のうちに終わったと思っております。次の年、来年度もどこかで開催される御予定ですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

来年度のジビエフェスタの計画は五條市ではしておりません。

今後については、レトルトジビエカレーコンテストを通じ、今回参加くださった市町村にバトンをつないでいき広く全国にPRしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（平岡清司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）せっかく五條市で始めたんですから、その思い、命を頂くそういう全国ジビエフェスタ、次の都道府県か市町村にうまく引

き継いでいただいてやってほしいと思います。

また、財政状況がひっ迫している中で、御継続していただいております市の有害獣対策に対する事業に感謝を申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 以上で七番岩本 孝議員の質問を終わります。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、福塚 実、一般質問をさせていただきます。

先日来、台風二十一号及び二十二号の被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、先日の十一月の選挙におきましても、市民の負託を得て当選させていただきました。三期目、気持ち新たに市民の代表として精一杯頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず一番、台風二十一号及び二十二号の被害について、二番にJR五条駅前周辺整備について、三番に土砂搬入業者の現状について、四番に五條市の空き家について質問させていただきます。

それでは一番の（一）の被害箇所についてですが、先日から質問がありましたので、総括的にお答えください。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の台風によりまず被害状況の主な概要といたしましては、住家被害としては全壊一件、一部損壊九件、床上浸水四件、床下浸水十一件であります。

また、農林関係では百四十四件、道路・河川関係では道路百五十箇所、橋梁一箇所、河川二十三箇所、下水道施設一箇所であります。

また、公共施設関係では七箇所であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは総括的にお答えいただきましたけれども、大体予算はどれぐらい掛かるかお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

十二月二十一日から二十七日に掛けて農林水産省・財務省の災害査定を受け、復旧工法、件数、事業費の決定があります。農林水産施設災害復旧事業国庫補助金を活用しているため、国・県が公表を行うまで当市においても公表を差し控えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それではまた予算が分かりましたら、それでよろしくお願いいたします。

それでは二番の対応と対策について質問させていただきます。

長雨が続いて、その後台風で多く被害が出ました。夕方から各地で水路の氾濫や土砂崩れなどが頻発し、私も地元地域で土砂崩れの報告を受け、現場へ応援に向かいました。また危機管理課に報告しましたが、当時選挙もあつたということで、電話番号の方が対応されているようでした。その後、地元住民の方々と応急措置をして、また午後八時頃に上野町市道大津相谷線の水没の報告を受け、現場で通行止めを上野側でしながら消防と危機管理課に報告しましたが、なかなか来ていただけない、また相谷側から車が次々と下つて来るのを目にし、阪合部の消防団に連絡し、相谷側の通行止めをお願いいたしました。

阪合部の消防団が到着すると、水没した車に人が取り残されているのを発見し、消防団の方々が胸まで水に浸かり無事救出してもらいました。また一台の軽トラックの方も自力で脱出してきましたが、消防、警察の通行止め後、自力で脱出した方を阪合部の屯所へ避難してもらいました。その後、地元の方もボートで救出されたということですが、

昭和五十九年開設後から五回も浸水被害があるにもかかわらず、何の教訓も生かされていないということを非常に残念に思っております。

市長の市政報告の中で、人的被害がなかったとありますが、今回四名の方々の人命に関わる重大な過失につながる事案だと思われれます。また市道中三号線、阪合部ミニ体育館のアプローチ道路も然りですが、私が自宅からバリケード持ち出し現場での処置をしましたが、早くから警報が発令されているにもかかわらず全く対応できていなかった。このような状況だったことを踏まえて少しお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

まずは市道中三号線での対応、議員のお述べいただいた対応をしていただきましたことにお礼を申し上げます。

また市道大津相谷線の通行止めに関しては、昨日養田議員のところでも述べたような対策を考えているところでもあります。

また市道中三号線につきましては、阪合部ミニ体育館へのアプローチ道路となる市道中三号線ではございますが、市内各地で道路等百七十六箇所多くの災害が起こる中、それらの災害に対応していたため、本道路への対応はできませんでした。

今後この教訓を生かし、水害となる恐れのあるときは迅速な対応をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先日来、上野公園におきましても、信号のところですが、進入路の、午後八時二十分に対策を取られたということですが、私その時間帯に現場におりましたけれども、何ら通行止めの報告を受けていなかった、その時点では、軽トラックで水没された方も私と共にいたんですけれども、どうしてその現場に、置いただけで帰ったのか、現場を見ずに帰ったのか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

通行止めの「冠水注意」という看板の設置をすることに気を取られ、適切な対応ができていなかったことに対してお詫び申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）適切な対応していただきたい。

結局午後八時二十分頃看板を付けたということですが、バリケードは多分午後九時ごろだったと思うのです。午後八時二十分ごろ私そこにおりましたけれども、車はまだ入ってきておりました。そして午後九時ごろに市の職員がバリケードをしましたという時間帯を教えてください、そしてその水没した方を午後九時過ぎに阪合部の屯所に私が移送したということでございますので、このようなことがない。ま

たその時点でもあの上野のときに私と水没された方とあと二名の方々、これは橋本の方だったと思うのですけれども、その方々も車でそこに侵入して何とか脱出して、脱出してきた軽トラックのおじさんが携帯電話も水没して使えないということでしたので対応を取っていただいたということですので、やはりこれも市の職員がそこにおられる方々に一声掛けていただければ、もう少し迅速な対応ができたとは思っています。

阪合部の消防団の方々に関しても、身の危険を顧みず人命救助に当たっていただいたことを本当に感謝したいと思っております。

また、大深や火打、山田町の土砂崩れの現場を見ってきましたが、大深町の土砂ダムにおきましても大量の土砂や倒木が堆積しております。

また火打町の大規模な土砂崩れでの水路の損壊、山田町の土砂崩れ箇所など、その他多くの災害箇所がありますが、今後の対応についてお答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねの水路災害などについては、国の災害査定を受ける計画をしております。今後、地元と協議を行い国・県の指導を仰ぎながら迅速に対応してまいりたい。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）火打町の土砂崩れの場所ですけれども、下で十件ほど田んぼをしているという、井上部長にも報告させていただいたんですけれども、仮設的にほかの水路を使って田んぼの水路をするということで、来年の田植えはそこを使って地元と協議をしながらしていくという事なんですけれども、県の査定が終わり次第、そして県の工事が完了後速やかな対応をよろしくお願いしたい。

それと大深町におきましても、土砂ダム等にも大変堆積した土砂また倒木等があるのですけれども、それも県としっかりと協議をして県の方々にお願いするなりして対応していただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

その件につきましても、県の方としっかりと協議をし、対応させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私も県の方々と何度か立ち会いのもと相談させていただいております。山田町におきましても県土木の方々ともしっかりとした協議をさせていただいている中でおりますので、また県と市が連携しながら速やかな対応をよろしくお願いしておきます。続きまして、三番の上野の総合体育館について質問させていただきます。

電気設備の水没は想定外のことですが、今後電気設備の移設など、検討しているのか、また今後、倉庫等建設を予定していく中で、あの場所での建設は可能なのかお答えください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

あの場所には電気設備の設備ヤード、今回水没しました。それに対して浸水対策についての検討を現在進めているところであります。また防災強化棟につきましては、あの場所で行けるのか、高さにどうなのかということも併せて検討しているところでございます。

検討結果につきましては、今現在検討しているところですので詳細なことについてはまだ分かっていないところでございます。今後はしっかりとした浸水対策を考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）しっかりと対応していただきたい。この上野公園総合体育館、もし避難者がおられた場合、トイレも電気がつかないというような状況では到底体育館としての機能が發揮できないということですのでよろしく願います。

また、相谷大津線の道路のかさ上げ等も検討しているということですので今回のような雨がきた場合、更なる水かさが増すということが予測されるのですけれども、やはりあそこに安全に来ていただくためには、道路のかさ上げというのは必要だと思っております。上野公園全体の水没を回避するという施策もしっかりと考えていただきたいと思いますので、その辺どうかよろしく願います。

続きまして、二番のJR五条駅前周辺整備について質問させていただきます。

それでは（二）現在の取組についてお答えください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、JR五条駅周辺につきましては、奈良県と協定したまちづくりに関する連携協定である五條中心市街地地区まちづくり基本構想において円滑な移動空間として駅前広場・周辺道路の整備に取り組むこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）包括協定で取り組むということですので、円滑に取り組んでいただきたい。

続きまして、今後の取組について質問させていただきます。

今現在のJR五条駅の様態ですが、通勤、通学の時間帯に大変混雑するのを目にしております。特に智辯学園に向かうバスと駅へ子供を送ってきた車・バイク・自転車等の混雑ですが、何度か危険な場面を目にしております。このような状況を改善するために、駅前周辺をロータリー化する必要があると考えますが、また新庁舎周辺道路整備の検討をしている中でこの事案も複合的に考える必要があると考えますが、今後の取組についてお答えください。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県と締結した五條中心市街地地区まちづくり基本構想に基づき、五條高校跡地とJR五条駅を範囲に含む公共サービス充実ゾーンでの道路整備は市道岡口三号線と市道旧岡中線を優先事業と考えております。

今後、新庁舎周辺道路の整備が進展する中で、駅前周辺整備、ロータリーの整備等につきましてはその時点において協議しながら検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今後の取組についてですけれども、やはり新庁舎の建設も道路整備等を考えている中で、やはりこの駅前周辺の整備という

のは地元中心市街地の発展につながることでと思いますので、複合的、総合的に考えて取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

続きまして、三番の土砂搬入業者の現状について質問させていただきます。

(一)の現状について、五條市の条例制定後どのような状況ですか。お答えください。

○議長(平岡清司) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

表野町におきまして、本年一月から三月に掛けて条例の基準を超えた土砂の搬入を確認しております。

また黒駒町におきましては、本年九月二十七日に黒駒町地内へ建設関係の機材や足場材などの置場として山林の伐採届が農林政策課に提出されており、作業が開始されたことを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(平岡清司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) この業者、一般の方だと思っておりますけれども、名前上はね。以前この方々は阪合部におきましては、田殿もそうですし、大平もそうです。表野、そして今回黒駒か大野あの辺一帯で土砂の搬入というのが頻発に起こっております。そしてこの前の台風二十一号のときですけれども、ちょうど谷大深に行く道ですけれども、あそこもずっと通行止めと、危険な状態が続いているということです。やはりこの業者に関しては、適切な安全措置も取らずに土砂の搬入を行っているということ、非常に遺憾に思っておりますので、(二)の現在の取組について質問させていただきます。

以前にも私、土砂搬入業者について質問させていただいているのですけれども、黒駒町や近隣住民の方から最近また業者が森林の伐採や重機の搬入で道路が陥没している。また道路に鉄板の移設など、近隣住民が安全に通行するのに大変危険だという御指摘がありました。私も現場をもう四回ほどですけれども、選挙が終わってからも見に行っているのですけれども、市としても早急に対応をお願いしたい。

また表野町の現場におきましても、条例違反と思われる状況です。地元住民の安心安全のために、またしっかりと対応していただきたい。この黒駒町の道路に鉄板を置いているということですので、私の知り合いの方、朝通学するのにこの鉄板がこれから凍っていったら重大な事故につながる可能性もあります。この辺の対応をどのようにしていただけるのかお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

表野町におきましては、本年一月から三月に掛けて条例の基準を超えた土砂の搬入があり、事業者に対し口頭及び文書による指導を行いました。従わなかったため、七月十八日に撤去措置命令を送達し、九月二十日の撤去期限を過ぎても撤去しなかったため、十月二十五日付けで五條警察署に告発し、事業者の住所、氏名などを公表しております。

また黒駒町については、生活環境課において毎日の監視パトロールの中で産業廃棄物の疑いの不法投棄が確認されました。その後、十二月六日に奈良県廃棄物対策課と合同で現地において事業者から聞き取りをした結果、土砂の持込みではなく廃棄物の持込みであるということが確認されたことから、現在は奈良県廃棄物対策課において搬入した廃棄物を全て撤去すること、指導に従うまでは廃棄物の持込みは一切禁止するよう指導を行っているところであります。しかし昨日、午後六時頃地域住民から作業現場において廃棄物の疑いが見受けられたと通報があり五條警察署・地域住民、三者で立会い、現地確認を行いました。

状況は作業現場には、幅約一四メートル、深さ一・七メートル、奥行き四メートルの穴が掘られ、穴の一部が埋め戻されたところに廃棄物と思われるコンクリート殻などが複数ありました。本日、県と現地確認を行っております。

今後、毎日の監視パトロールを強化し、万が一土砂の搬入があった場合は厳正に対応してまいります。また県の協力をいただきながら自治会及び警察と連携を密にし、常に五條警察署への情報提供を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これは私も地元住民の方々から何度か相談を受けております。また阪合部の連合会長も含めて大変心を病んで本当に気にしていたら、一生懸命この業者に対応していただいている。これも行政、そして県・市・警察、密に強固な姿勢で取り組んでいただき、この産廃業者というのは何ですけれども、産廃を放り込んでいたら産廃業者なんだと私は思っているんですけれども、この土砂搬入業者に対して今後とも更なる強化を含めて、警察に通報してしっかりと行政処分を受けられるような形でいただきたいと思います。どうかよろしく願っております。

続きまして、四番の五條市の空き家について質問させていただきます。

(二)の現在の取組については、以前も質問させていただきましたが、空き家の実態調査の結果をお聞かせください。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家の現在の状況につきましては、空き家の実態調査を実施しました。

市内の空き家数は一千百六十六件、うち小規模な修繕により利用可能物件が百三十七件、管理が行き届いておらず破損も見られるが当面の危険性はない物件が五百三十一件、今すぐに倒壊や建材等の飛散等の危険性はないが管理が、行き届いておらず損傷が激しい物件が四百五十七件、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており緊急度が極めて高い物件が四十一件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(平岡清司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 大変五條市の空き家については、ここ近年増えてきていると思っております。私もいろんな地域を回る中で、空き家なのか住んでいるのか判別が難しいところもたくさんあるのですけれども、私が目にするところは五條市周辺におきましても地元地域におきましても屋根が崩れていたり、また雑木や草などで大変近隣住民に迷惑を掛けている地域がございます。その辺も踏まえて、(二)の対応と対策について質問させていただきます。

五條市の空き家について、問題は年々深刻化している中で、草や雑木、また害虫、害獣など、また治安の悪化や放火の恐れなどがあります。それと倒壊家屋の問題など近隣住民が快適に過ごすのに大変迷惑な事案があると思えますが、五條市行政の考えと対応についてお答えください。

○議長(平岡清司) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在取り組んでおります空き家対策計画の中に実態調査をもとに空き家の状況分析や課題を整理し、有効な活用方法、周辺に悪影響を与え
る老朽家屋への対応策、取り壊し後の跡地等の活用促進などを盛り込み、平成二十九年度中に空き家対策計画を策定いたします。

平成三十年度から三十四年度までの五年間を一区切りとし、市内における空き家問題の解決に向けた施策を積極的に推進してまいります。

特定空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条第一項の規定に基づき指導、同条第二項により勧告を行います。

それでも従わない場合は、同条第三項に基づき命令を行い、命令に従わない場合は同条第九項に基づき行政代執行も含めて対応していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはりこの倒壊家屋というのを、また倒壊寸前とかいろんな問題があると思うのですけれども、老朽家屋等は余り若者が住んでいるという認識がないのですけれども、やはりお年寄りが出て行っておられなくなって、その所在持ち主等が不明な場合、大変困難な状況が続いていくと思うのですけれども、これは個人の資産になるのでね、家がね。その辺についてもやはりこれが年を追うごとに難しくなってくると思いますので、この五年間をめぐりにしっかりと策定計画を作っていたいて、そしてまたその計画等も私ら議会の方でしっかりと検討させていただきますので、今後の対応をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり地域公共交通について一般質問をさせていただきます。

バスの増便についてお尋ねいたします。

最近、私が市民の皆さんと話をさせていただいた中で、一番多かったのは南奈良総合医療センター、以後病院と言わせていただきます。病院からの帰りのバスの増便でございます。車に乗れない、車で送ってくれる人もいない、そんな中、朝一番のバスで病院に行っても、診察を受け検査をし、薬をもらっていると、最終の午後三時六分のバスに間に合わないそうでございます。そうすると帰りは電車に乗って帰るか、タクシーで帰るかどちらかになります。電車で帰れば吉野口で乗り換え、JR五条駅からはタクシーで帰らなければならない方もおられます。

体はしんどいし時間も掛かるしお金も掛かると嘆いておられました。病院代よりも交通費の方がうんと高くなり、このような状況が続けば、もう五條では住んでいけない、子供のところ引越さざるを得ない、どうしようかと大変困っていると聞きました。

そこで、病院からの帰りのバス午後四時台と午後五時台のバスを二便増やしてほしいというのが病院に行っておられる多くの皆さんの声でございます。これまで何度かアンケート調査をされていると思いますが、その中で午後三時六分以降のバスが欲しい等バスの増便を望んでおられる声が一番多かったように聞きましたが、ほかにはどのような声がありましたか。

○議長（平岡清司） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

本市においてコミュニティバスは、定員三十六名の車椅子リフト付きの車両と定員三十二名の低床型車椅子対応車両の二台で運行しております。

平成二十八年度は、通院ラインの二便平均の利用実績といたしまして、八・六人ございました。

これまでのアンケートの実施状況につきましては、通院ラインに同乗して利用者アンケートを三回実施するとともに、住民基本台帳から無作為に抽出した一千四百世帯に、郵送によるアンケートを一回実施しております。

また、本年度においては十月二日から十月六日までの五日間、通院ラインに同乗してアンケートを実施しました。

本年度のアンケートの結果は、回答を得た四百三件のうち、約七〇パーセントが女性であり、年齢は約七五パーセントが六十代以上となっております。また五條バスセンター発の便では南奈良総合医療センターへの利用が七八パーセント、近鉄福神駅発の便では南奈良総合医療センターからの乗車が六四パーセントを占めております。

また、運行時間につきましては、近鉄福神駅行きの利用者の七三パーセント、五條バスセンター行きの利用者の七五パーセントが満足、もしくは普通との回答でございました。自由意見といたしましては、南奈良総合医療センター発の十六時台以降の運行が百一件で回答者の約二五パーセント、土日の運行が十六件で回答者の約四パーセントでありました。

これは昨年度実施いたしました各アンケートにおいても同じような傾向が見られております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）以前、病院からの帰りのバスを「二便増便すると二百五十万円ぐらいである。」と、又「一便を増便した場合の経費は、年間おおむね百二十万円程度」と答弁されていますが、この金額ですが、山田理事、変わっておりませんか。

○議長（平岡清司）山田理事。

○理事（山田和宏）藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

その金額で変わっておりません。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今答弁いただきましたように一便だと百二十万円、二便増便しても二百五十万円でございます。年間わずか百二十万円、二百五十万円の話でございます。

病院からの帰りのバスの増便については、これまでも市長も市民の皆さんの声を直に聞かれて増便の必要性を感じておられることと思います。市長がやろうと思えばすぐにでもやっていたただけることでございますので、市長、是非とも来年度予算を付けていただいでバスを走らせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

この増便の話、病院へ行く公共交通に対しましては今までも議員から何回となく質問もありました。いろんな形の中で財政状況を鑑みながらどうしていくかということの検討をずっとしてきましたわけでありまして、確かにアンケート調査、実態調査をした中において大変、午後四時以降の便を増便してほしいということでもあります。午前中、五便走っております。この五便が果たしていいのか悪いのか、その辺もどうしたらいいのかということで担当部局とも検討しました。五便のうち一便を後に回したらどうだろうか、この財政状況が厳しい状況の中で、いかに今の現状を維持できる中でのうにか回していくことができないかという議論もしました。しかしながら午前中の五便にしましては、あらゆるコミュニテイ、又奈良交通からデマンド、そのつなぎの部分としてのアクセスで、ちょうどその時間帯に合わせた形の中の午前中の五便は必要であるということも言われておりました。確かに午前九時台に二本あります。確かにそれが乗っているかいけないかということ、どこまでがいいのか悪いのかは別としても、少なからず乗っているのですけれども多いこともないという現状で、それをどうか一便を

そこで縮小できないかという議論もしたわけですが、現在のところ大変財政状況が厳しい中において、また今までも議員からもいろいろな形の中の御指摘も当然ありました。公共交通に関しては、南奈良総合医療センターにおきましても五條市も一つ経営の一端を担っているという形の中で、運営をしていく中に公共交通がうまくいくことによって多くの皆さんが診察、又病院に訪れていただくということの観点から、現在のところ平成三十年度に向けて、午後に対して実証的に一便を増便してやっていく方向で今現在考えております。しかしながら実証実験ということでありますので、その一年間で実際本当にどれだけの人が乗っていたかということを再度改めて、平成三十一年度には乗る方が多ければ現状維持することもありましようし、またそれが少なければ今現在の八便をその中で有効に使っていくかということの調整を現在しているところであります。今までも議員の皆さんからの御指摘があった、またどうしても地元地域の皆さんの要望ということも踏まえて今現在平成三十年度に向けての、これから予算的なことが担当部局から上がってくると思いますが、その辺を精査しながらできる限りの方向性を見出して進めてまいりたい、そして平成三十一年度で再度また新たな形を整えていきたい、そういうふうに考えているところであります。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）これ、今聞かせていただきました。午後四時台に一便増便ということで市長、よろしいですか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答え申し上げます。

午後四時以降ということで、今現在のところどの時間帯にやるのがベストなのか、今病院の方とも調整をしています。最終便で来た方が、予約の方もおられます。午前中の診察が多いのですけれども、午後からの予約をした方に対して、これもこちらからある程度御提言をしたい、病院に。予約をするときもなるべく早くの時間帯にすることができないのか。バスの時間帯に合わすということは大変難しいかも知れませんが、病院内でも、病院側ともそういうことも連携しながら、できるだけバスの便に合った形の中で診察をしていただいて、そしてお支払いもしてそしてバスに時間的に余裕を持って乗れるような状況ということも検証してまいりたいと思っております。時間的には午後四時以降、どの時間帯にやるのかということはまだ現在検討中であるということも御理解をしていただきたいと思います。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）午後三時六分以降に増便していただけると思うのですけれども、これが実現いたしましたならば病院行きのバスを利用されておられる方々に大変喜んでいただけたと思います。今議会でも市長が言われておりましたように、「誰もが住んで良かった」又、「安心して暮らせる」五條市に一步近づくのではないかと思っております。

それとこれもまた、病院行きの土日のバスの運行でございますけれども、土日は病院行きのバスが走っておりません。付添いやお見舞いに行きたくてもなかなか行けなくて大変困っておられるというのが現状でございます。

土日のバスの運行についての要望も先ほどアンケートの中でございました。アンケートでは十六件ということでしたが、私はもっと多くの方々から聞いております。これも検討し実現していただきたいと思っております。

今五條市は大変不便なまちなってしまいました。よそのまちに引越さずにこの五條市で安心して暮らせる、安心して住み続けられるまちにするには病院行きのバスの充実が最低条件でございます。市長公室長、土日のバスの運行についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

本市コミュニティバスは、病院への通院利用や通勤通学に利用いただくことを目的に、平日のみ運行をしております。

先ほどのアンケートで自由意見にあった、土日の運行に関する御意見についても前から承知しております。

今年度策定いたしましたゴーちゃん交通計画において、土日、祝日の運行については公共交通全体の課題としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次にバスの停留所の増設についてお尋ねいたします。

例えばC系統の畑田から五條バスセンター行きのバスの停留所ですが、JR大和二見駅前から五條町までの間にバス停はございません。以前この間にバス停が幾つかあったと思うのですけれども、この間にバス停は幾つかあったのか。それがいつ、なぜなくなってしまったのか、お尋ねいたします。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

御質問のありました区間で、二見方面から五條町の間でございますけれども、まず「二見川端口」というのが、五條タイヤの付近にございました。また元の警察署の辺りに「五條新町一丁目」というバス停、それから市役所の下ぐらいに「五條本町二丁目」、三箇所の路線バス停留所ございました。

この路線バスが廃止をされましたといえますのは、かつては奈良交通と南海りんかんバスの路線バスが運行していましたが、平成十四年二月に奈良交通がまず運行を廃止し、平成二十年三月に南海りんかんバスの運行廃止に伴い、バス停がなくなったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）JR大和二見駅前から五條町までこの間は長いので、近くの住民の方が以前のようにバスの停留所を作ってほしいというのがこれもまた市民の皆さんの多くの声でございます。買い物、又病院に行くにも停留所が遠く、夏の暑い日、冬の寒い日、雨の日、雪の日等々大変な思いをされていると聞いております。停留所を増やすのに大した費用は掛かりません。九月議会で「中期的に検討してまいりたい。」との答弁ございましたが、中期的では遅い、もっと早く、早急に、迅速に、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。高齢者の方々にとっては買い物や病院に行くなど、日々毎日の生活に関わることでございます。皆さんこんなに困っておられるのですから、是非とも早期に検討していただき、早期にバスの停留所の設置をしていただきたいと思っておりますが、バスの停留所の設置についてはどう考えておられますか。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

高齢者等の交通手段の確保には、バス停留所の設置は重要であると考えております。

バス停留所を設置するためには、利用者の要望を把握した上で、道路における安全面の確保、地域住民の利便性、付近の住民の合意の有無などを勘案した上で関係部局と連携しながら総合的に判断する必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）五條市の人口は三万人を切りました。そして高齢化率は三四・三パーセント、人口の三分の一は高齢者でございます。そして、これからますます交通手段、移動手段を持たない交通弱者の方がどんどん増えてまいります。

私、先ほどから病院からの帰りのバスの増便、そして土日のバスの運行、バスの停留所の増設、これらは市民の生活を守るために、五條市としては早急に取り組まなければいけない課題でございます。「安心して暮らせる」、「安心して住み続けられる五條市」にするために、提案をさせていただきます。

以上、早期実現をお願いいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十九分休憩に入る

午後一時再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、災害救援と復旧の強化についてでございます。

御存じのようにこの間の台風で、大きな被害に遭われた全ての皆さん方に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。この間の各市議員の皆さんの質問と重なるところは取下げをさせていただいて進めさせていただきます。

（二）被害の現状と全体の掌握については取下げをさせていただきます。

(二) 危険箇所や二次被害防止対策については、その後の(五)と一緒にさせていただきたいと思えます。

(三) 法律や五條市条例を活用した救援・復旧についてでございます。御存じのように全体としては大変大きな被害でございます。特に生子町の国道一六八号とその下の人家への土砂の流入、そして北曾木の市道の崩壊、百谷の市道の崩壊、そして平沼田の河川の大幅な崩壊、そして市塚町のフルツロードの下の市道の崩壊、上之町の山崩れによる人家及び畑等への土砂の流入等々、本当に私も現場を見せていただきまして、想像以上の被害にびつくりしているところでございます。

しかし、この間の質問や、やり取りの中でも明らかにになりましたように、これだけの大きな被害であるにも関わらず、災害に掛からないという部分はかなりあります。一般会計補正予算の中にも災害に掛からないために、一般財源の持ち出しもかなり含まれておるといふ状況でございますので、やはり全ての活用できる法律、五條市条例を活用してこの被害に遭われた皆さん方への救援・復旧に全力を挙げていただかなければなりませんので、(三)の質問をいたします。

まず、御存じのように今回の災害の中では、農業関連の災害は激甚災害に指定、決定されました。ここに激甚災害法の法律があるわけですが、中でも、その中の農林水産業に関する特別の助成というところを読み上げますと、「激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地・農業用施設もしくは林道の災害復旧事業の適用を受ける災害復旧事業をいう、又は当該農業用施設もしくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業の施行のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これを併合して行う必要がある農業用施設、又は林道の新設、又は改良に関する事業をいう」ということで、災害の救援・復旧だけやなしに、そのことが災害の復旧をやっても、そのことよって再度災害が発生する恐れのある農業施設関連は、この激甚災害の法律では認められているわけですからね、これを根拠に、これから国の査定が始まりますけれども、その査定の場所においてもいろんな交渉の場所、このいわゆる激甚災害の法律を根拠に農業関係全ての救援・復旧に頑張ってくださいということが非常に求められると思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(平岡清司) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

農地・農業用施設の災害復旧事業といたしましては、暫定法に基づき国・奈良県と協議を行い、災害箇所として認定していただけるよう進めております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二十二番」の声あり)

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今明らかにしましたように、この激甚災害の中の農林関係、水産関係についてはかなり幅広い災害が対象になるわけですから、まだ災害でなくても二次災害が起こるようなところにも適用できるわけですから、ひとつ頑張っていたきたい。

次、五條市の条例に入ります。災害弔慰金の法律に基づきまして五條市も災害弔慰金の支給等に関する条例というのがあります。この中には、いわゆる亡くなった人への弔慰金、それから災害によって障害を負われた方への見舞金、これが上限二百五十万円、災害救援援護資金の貸付、これも全壊の方には三百五十万円、半壊の方には二百七十万円というふうになっておりますけれども、これは市長の発動権限で発動できると思いますが、この被害の大きい今こそ、この五條市の災害弔慰金の支給等に関する条例の発動をして救援・復旧に当たられるということが非常に求められると思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御質問のありました件でございますが、全てにおきまして現在のところ県内におきます災害救助法の適用市町村が一以上ある自然災害が適用ということになりますので、それぞれの制度による救援はできない現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） できないという答弁ですけれどもね、やっぱり一応国の法律に基づいた五條市の条例があるわけですからね、この適用を實現できるように、これからも頑張ってください。

それと次にいきますけれども、被災者生活再建支援法というのがあります。そして災害救助法というのものもあるわけですね。これはいずれも都道府県知事の権限で発動できると、こうなっているわけですね。被災者再建支援法は全壊の場合は百万円、半壊の場合は五十万円の支援ができるわけですね。

災害救助法も発動すれば災害に掛かった住居の応急修理というところにも救援できるわけですね。この発動も国も関連しますけれども、都道府県知事の権限で発動できるわけですからね、これも県知事に強く要望して発動してもらって、これを根拠に救援・復旧に当たるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

被災者支援に関してでございますが、まず要件といたしましての十世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害にしか適用されず、現在の部分では適用はされないという現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）簡単な答弁ですけれども、この法律の全体をつかんで、一つが該当できなくても、全体として該当できるようにしたら、県知事に要望すべきです。

皆さんも御存じのように、今回の奈良県の被害は、金額では、いわゆる公共土木や農業、その他関連を含めて十一月十五日の日ですけれども、大体総額百六十二億円ですわな、奈良県、これだけの被害があるわけですからね、やっぱり県知事に要望してもあかんで元々ですからね、五條市もかなりの被害総額があるわけですから、ひとつこれからでも粘り強く要望していただきたいというふうに思います。

それから、次に進みますけれども、国・県への財政支援の要望ですけれども、今の答弁のように五條市の条例も活用できない、県の条例も活用できないという答弁でしたけれども、最後まで粘り強く要望していただくと同時に、あかんだ場合は、やはりほかの方法がないのかというところで、もつと研究していただく必要があるのではないかなというふうに思うわけです。

何年前に大きな雪の被害がありましたね。雪被害ね。このときも激甚災害の指定はしてもらえませんでした。しかし国の補助、県の補助については、激甚災害とほぼ同じぐらいの補助割合になったわけですね。だからやっぱり交渉すべきです。交渉ね。農業関連、当初三割補助と言われていましたけどね、五割補助にも膨れましたしね。その他お金を借りる融資の利子も無利子ということになっていますしね、こういう過去の実績があるわけですから、これらをやはり参考に粘り強く最後まで頑張られることが、今これだけ大きな被害を受けた五條市の行政としての責任だと思いますね。ひとつ頑張ってください。

それから（五）効果的かつ排水対策を考えた復旧工事ということですが、上の（二）と一緒にさせていただきませぬけれども、皆さん方も御存じのように、先ほどから主な市道の崩壊等々のところを言わせてもらいましたけれども、災害現場を見ますとね、大体降った雨が集中して固まるところで災害が発生していますね。市塚のフルーツロード下の市道の崩壊も、百谷の市道の崩壊もそうですし、平沼田もそうで

すわね。北曾木もそうですわね。だからやっぱりこれから市道・県道の復旧工事に掛かるときは、やはり降った雨が一箇所に集中して、下に流れて今回のような災害の起こるようなことのないように、やっぱり道路の復旧工事においては、ちょっとそこはアイデアを生かして今回の道路崩壊の二の舞とならないように頑張っていたかどうかというところが大事ではないかと思えますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

災害復旧は原形復旧が原則となっておりますが、被災区間以外での復旧工事における排水対策等を取り入れての復旧ということではできないということになっております。

災害の受けている区間については、そういうことをしっかりと考えた復旧工事ということで災害査定を実施していただくというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）原形復旧でもね、いわゆる設計をちょっと変えたり、そんなことぐらいは認めてくださいという姿勢でね、国の査定のときも頑張らなあかんの違いますか。工事費はそんなに大きく膨らむということではないわけですからね。水のたまることのないように、今の災害がまた起こることのないようなこれからの復旧工事に全力を挙げていただきたいと思えます。

それと御存じのように、今回の台風では上野公園全体が浸かってしまいました。もちろん対岸の阪合部のミニ体育館とかその他もつかってしまいました。そして、雨量も大変な雨量でしたけれども、長期間にわたる。しかしダムは放流はどうであったということも調べてもらったのですけれども、これを明らかにしておきますけれども、例えば一番上流の大迫ダム、十月二十一日は毎秒八〇〇立方メートルだったんですね。ところが十月二十二日の日には、毎秒一、六〇〇立方メートル、一、六〇〇トン、倍になっているんですね。一日で倍になつとるね、これ。その下の大滝ダムの方はどうかと言いますと、十月二十一日は毎秒九六トン、九六立方メートルでした。ところが明るる日の十月二十二日は毎秒一、二〇〇立方メートル、一、二〇〇トンなんです。べらぼうにこれは増えてますね。この一番下流の津風呂ダムはどうかと言うと、十月二十一日は毎秒一〇〇立方メートルでした。ところが明るる日の二十二日は一、二一〇立方メートル、毎秒ね、これもびっくりするほど増えてますわね。一の木ダムはどうかと言いますと、二十一日は〇・七五立方メートル、毎秒ね、明るる日はやはり三七・九八立方メ

ートルになっていますね。黒瀨ダムはどうかと言いますと、二十一日は毎秒一〇〇立方メートル、ところが明るる日の二十二日は九三立方メートルになっとるんですね。

今回の台風は二十一日の直前から一遍に雨が降ったんちゃうんです。何日も前から降っているわけです。そしたらやはり洪水調整ダムでない、大迫・津風呂・一の木・黒瀨にしても、早くから天気予報と雨の降り方を見て、早くからやっぱり緊急放流をなくす努力をしなければならぬと思いますけれども、この状況では私は緊急放流防止対策ができていないのではないかと疑わざるを得ないのですね、これだから上野公園の浸水も、例え一分でもつかつたらあかんわけです。長時間浸からなくても、例え一分でも一遍つかつたらもうあかんわけですから。だからこの辺、今までも強く申し上げてきましたけれども、やっぱり上流のダムの緊急放流防止対策を根拠に、やっぱり更に頑張ってください。これはもう根拠があるわけですからね、その点どうですか。

○議長（平岡清司）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員のお述べの緊急放流の関係に対しましては、日頃より大滝ダムなり関係機関の方にはお願いをしておるわけでございますので、今回の事例、また検証の後、関係機関にいろんなチャンネルを通じまして要望を上げていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）次、災害の大きな原因になっている地球温暖化防止に関する政府への強力な要請についてでございますけれども、もうここ数年間の世界で起こっている災害、日本国内で起こっている災害の原因にはいろいろありますけれども、地球温暖化が一番大きく影響しているというのは、世界中の専門家、学者の統一した見解ですね。この地球温暖化をなくすために世界の国々が集まって何十年も前から協議を重ねてきております。最近では十一月の九日からドイツのボンで、地球温暖化をなくす国連気候変動枠組条約第二十三回締約国会議（COP二三）が開かれておまして、パリ協定の温室効果ガスの目標の削減をいかにして、もつと削減の教値を増やすかというところで協議をされております。ほとんどの国はパリ協定よりも温室効果ガスの削減をもつとしていこうということで見解は一致していますけれども、悲しいかな日本の安倍政権の代表として参加しました中川雅治環境相、日本の、この人が参加していますけれども、この会議では、この間安倍政権がパリ協定以後示してきた、一九九〇年、これは京都で会議が開かれた年代ですけれども、この京都議定書の目標に対して、欧州各国は四五パ

ーセントぐらい削減するということを挙げておりまして、このドイツのボンでの会議でも、さらに削減目標を増やすという声明をしておりま
すけれども、この日本の代表の環境相は、この間明らかになってきた京都議定書での目標から見ても一八パーセントを削減するという、この一八
パーセントと削減という非常に目標としては低いんですけれども、これを大幅に増やすという表明は何もされていませんね。ドイツのボンの
会議では。これが日本の政権の代表の地球温暖化をなくす姿勢なんですね。そして安倍政権はこれだけやなしに、温室効果ガスがたくさん出
る石炭を燃料とした火力発電を増やしていくという方針を明らかにして、国際会議では大変非難を受けていますわな。こういう日本の政権の
姿勢ですからね、やはり災害被害があった五條市、日本の自治体が結束して政府にもっと地球温暖化をなくすための温室効果ガス削減の目標
高めるべきだというふうに強く、要望を粘り強く毎年やっていくというこの姿勢が必要だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

災害の大きな原因となっております地球温暖化防止に関する政府への要請でございますが、本市といたしましては、奈良県市長会や近畿市
長会を通じて、従前から要請しているところでございます。

また、議員もお述べでございましたが、先月、ドイツのボンにおきまして、国連気候変動枠組条約第二十三回締約国会議、いわゆるCOP
二三が開催されました、昨年十一月に発効されましたパリ協定の詳細ルールが協議されました。

このCOP二三の結果を踏まえまして、今後も地球温暖化防止に関しまして、関係機関を通じて要請してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 次にいきます。

水道料金の引き上げを抑止し市民負担の軽減と景気を良くする対策について。

（一）石綿管交換に関する、統合による国の補助金の全面的な活用についてでございますけれども、この間、水道局の協力もいただきまし
て上水と簡水が統合しましたからね、上水に対する国の補助金は新たにできていないのかということも調べさせていただきました。いろいろあ
るんですけどね、一番有効ないわゆる病院周辺への上水の石綿管交換については補助金あるんですけれども、この間水道局が明らかにしてお
ります石綿管約六キロメートルの交換に五億円が必要だということこの五億円の中には、その補助金を活用した見積りになっているわけですね。

だから新たに五億円を減らす補助金というものは、なかなか今の私の調査では見当たらないわけですが、しかし石綿管はこの間の市会議員の質問でも明らかにになりましたように、年間お金に直したら一億円以上漏らしているわけですね、お金を。漏れていつているわけです。だからあらゆる財源対策を取って早急に交換しなければならぬわけでありませう。

したがって、私の現時点での提案といたしましては、この間九月議会での決算では、上水道関係の決算は純利益が約二千三百五十八万円、前年度利益が一千三百三十五万円、積立基金が約三億四千八百八十八万円、簡易水道会計の利益が一千二百万円、そして今年の四月から簡易水道料金の値上げをお願いしていますから、この値上げが入りますね、だからこれも有効に活用するとともに、水道会計は企業会計です。昔からなかなか一般会計の繰入れはできません。できないままやってきました。しかし国の有利な起債、借金制度を活用して三十年、二十年前はね、上水道はこの五條市の中心部しかなかったのです。しかし今では周辺の山間部もみんな上水道と簡易水道、行き渡っていますけれども、この水道拡張工事してきたのは、いろいろ努力してくれていますけれども、基本的には国の有利ないわゆる借金を活用して水道の拡張をしてきているわけですね。だからですね、今からでも国の有利な起債、借金もできるわけですからね、借り利子の一番安い方法で、長期間で返済できる、今まで私聞いていたのでは十年以上の借金返済の期間の起債もありましたね、十年以上ね。だからそういう現在ある国の起債制度の中でも、一番有利な起債をやはり起こして、そして先ほど明らかにしました、四億円近い基金、貯金等々も有効に活用しながら、水が漏れている、お金が漏れているのと同じ、この石綿管の工事は新年度から早急に進めなければならぬ優先課題だと考えますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

水道料金の見直しのために、今後十年間の事業計画を策定し、実施する事業に対して交付金を活用することで検討しております。石綿管の更新費用におきましても、国からの交付金を財源の一部に活用することを前提に財政見通しを立て、料金改定の算定を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 反論するのではないですが、今水道局長が答弁されたのは、いわゆる水道料金を全国平均の一千五百四十五円以上

に上げたら、国の交付金が活用できるという答弁やったと思うんですね。これはですね、今皆さん方から本会議に出されている一九パーセントの値上げをしても、してもね、三十一年ぐらいにならないことには、この交付金は借られないわけです。来年も再来年も、再来年できるわけですか。来年は借られないのです。だからこんな待つとつたのでは、お金が漏れているのですから、間に合わないわけですね。だからやっぱり今ある基金、貯金を生かすとともに、有利な借金はやはり起こすことでスタートしなければならぬのではないかとというふうに思います。

次、いきます。

浄水場等の改修及び耐震化の案ですけれども、県域水道の一体化案の早期掌握と二重の消費にならないよう検討することについてですけれども、余りこの間、詳しい報告は受けていないのですけれども、今県は五條市・吉野郡三町を対象にした、県域水道の一本化の方向を案として出してきたわけですね。この県の案に加わるかどうかはね、五條市の議会で各市議員さんの決断による議決でなければあかんわけですから、余り早う早う私が申し上げるのはいいことがないのですけれども、しかし県の動きというものも早く捉えて、その内容を分かり次第、市会議員の皆さん方に報告して、どうするかという協議を早めていただかなければいかんのではないかなというふうに思います。結果として市会議員の皆さん方の協議によって、メリット・デメリットもあるけれども、メリットの方が大きいから県域水道一本化に参加すべきだという、もしその方向になったとしたら、県のこの方向性、方針に従わなあかんということになってきますから、だから県水の一体化の内容を早くから捉えられないかんとというふうになると思うのですけれども、まず今、いただいているこの資料には、一体化の推進の一つとして、業務の効率化とともに、施設投資の適正化による推進ということで、施設の共同化による統合、統廃合というのがあるわけですね。この施設の共同化ということになれば、いわゆる今小島に五條の浄水場がありますけれども、こういう水をきれいにする浄水場も県のこの広域化案では、もし入っているとしたら、吉野の大淀・下市・吉野・五條のこの一市三町の浄水場を一本化するということになるかも分かりませんわな。そしたら五條の議会の議員さんの決断で議決してその方向へいくならば、共同の浄水場を新たに造ることになるわけですからね、今慌てて五條の小島の浄水場に何十億というお金を投入して改修や耐震化をしておいたら二重の消費になります。将来の広域化の浄水場にも五條の負担も付いて回りますからね、だからやっぱり地震も心配ですけども、やっぱりぎりぎりまで五條の小島の浄水場を改修、耐震化するというのは、慌てないで見極めなければならぬということも言えるのではないかとというふうに思うんですね。

この辺、答弁しにくいかも分かりませんが、私としてはこれだけ大きなお金が必要だと言われている水道行政のことですから、今も

う県が一応不十分な案であっても、これを出しているわけですからね、このことをまずやっぱり五條の市会議員の皆さん方にも理事者の皆さん方にも知っていただいて、将来二重の出費にならないようにしていかねばならないという思いから、今日はこれを一般質問で明らかにさせてもらったのですけれども、答えられる範囲内で答えてください。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県から本年十月に県域水道一体化構想が公表されました。この中で、五條吉野エリアと位置付けられた五條市・吉野町・大淀町・下市町は県を中心に広域化について検討を始めております。

構想では一市三町の既存施設の共同化も検討の一つとなっておりますが、現在のところ共同化の方法は未定の状態であります。

広域化の議論を進める上で、浄水場施設の今後の対応についても無駄な投資とならないように計画を精査し、協議を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） やっぱり県の動きも、すぐさま議員の皆様方にもお知らせして、協議をいただきながら無駄な出費にならないように、見極めていかなければならないということになりますからね、ひとつ県の情報は出てくるまで待つのではなしに、こちらから県の広域化による県の考え方は現時点でどうかということ、こっちからも催促して早くをつかむと、そして議員の皆さん方に協議してもらおうということが求められるのではないかとふうに思います。

次にいきます。

イ、補強工事・全面改修の正確な判断、今の質問と関連しますけれども、広域化になっても吉野郡との共同でやるという施設は限られてくるといことですね。だから共同施設に入らないところは五條市独自の財源で、いわゆる将来の地震に備えて改修、耐震工事をしなければならぬということになるというふうに聞かせていただいております。そうならば小島の浄水場以外の水のタンクはもうほとんど対象になるのではないかなと思いますけれども、それにしても、そのタンクをそういう全面的な改修にするのか、補強工事でいくのかという、この見極めを求められるのではないかと思うのです。地震は心配ですけれども、しかし余りそのことで必要以上に出費しても今の水道局の財政から言

えば、地震被害よりも先に財政の悪化で倒れてしまうということにもなりますからね、だから五條市の水道財政もよく見極めるといふ観点から考えたら、全面改修か補強工事でいくかということの見極めを日々求められるというふうに思います。

特に小島浄水場の施設はほとんどコンクリートで四角い施設だと思いますけれども、それ以外の水をためている配水池、ポンプは大体丸い建物、大きな配水池は大体丸い建物が多いですね。大体丸い建物というのは四角い建物よりも耐震性から言えば案外強いのですね、丸いのはね。だからその辺も専門家と相談しながらくだいなお金を出して全面改修をするのか、補強工事でいくのか、その辺も見極めていく必要があるのではないかと。五條市以外の学校でも、今奈良の市庁舎は耐震補強工事でいきますわな、全面建替えはしません、奈良市の庁舎は。補強工事で約四十億円ということがこの間新聞に載っていましたけれども、そういうことでやはりくだいなお金が要るわけですから、その見極めが大事だと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

事業計画におきまして、小島浄水場の耐震化整備も計画に計上しております。

計画では、将来に渡って確実に使用する二系施設の耐震化整備を考えております。

一系施設は、昭和三十七年から稼働し、平成八年の大規模改修を経て現在は、二系施設の修繕時における補助施設としての機能を維持しております。

一系施設につきましては、将来、給水量の減少を見据えた施設のダウンサイジングを視野に入れ、耐震化整備の方法を精査しながら当分の間、機能の維持を継続する方向で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）よく精査して、無駄遣いのないようにひとつ頑張っていたきたいと思えます。

次にいきます。

水利権分割譲渡費用の給水量減少に伴う減額の政府への要請についてですけれども、この間、新たな水利権獲得に水道局としては約四億円、五條市として約四億円、厚生労働省の負担まで皆さんの資料に入れてくれましたけれどもね、こんな厚生労働省の負担額まで入れてもらう

必要がないと思いますけれども、もっと正確に資料を出していただきたいと思えますけれども、まあそういうふうに言われてきました。しかし、五條市の上水道の水を使っている、給水量を水道局から資料をもらって見たら、一番多いのが平成十一年の四、二八三、七四三立方メートルですわ。現在平成二十八年は三、四四九、二九八立方メートルですわ、約一、〇〇〇、〇〇〇立方メートル減っているんですよ。これでもまだ新しい水利権をもらわなやっつけていけませんか、これ。どうですか、それ。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

河川法によりまして、水利権の獲得ということで、現在毎秒〇・〇九八立方メートルの水利権を農林水産省の方から取得することを検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 平成十一年に比べたら一、〇〇〇、〇〇〇立方メートルも減っているわけですから、これで新しい水利権を必要とするのかどうかよく検討するとともに、必要やということになっても、減っているわけですから、水利権の費用負担は減額してくれという交渉、そして分割払いにしてくれという交渉に踏み出すということを強く求めておきたいというふうに思います。

次、いきます

大きな三、庁舎の建設における当初想定額（約四十七億円）での建設についてでございますけれども、御存じのように、四十七億円で建設するというのは、市長始め理事者の皆さんが見積り、専門家の意見も聞いたかも分かりませんが、見積り計算して皆さんが出された見積額ですわな。四十七億円はね。しかしこの間途中で十九億円も増やさないとかがありまして、議会の方としては当初の見積額四十七億円でシンプルな庁舎を建てようという決議をこの間、可決されておりますけれども、やはり今この議会でも明らかになりましたように、水道の解決には、やっぱりお金も要ります。それと災害工事にも一般財源がかなり要るようになってきてます。子育て支援、少子化対策にもお金を出さないことには前に進みませんわな。だからいっぱいお金の要ることばかりですからね、だから新庁舎の建設にも、やはり当初予算の四十七億円を枠として建てるといってこの強い決意と腹構えは必要と思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十二番大谷議員の御質問にお答えします。

議会からの附帯決議についても、私ども大きくしっかりと受け止めているところです。

新庁舎につきましても、四十七億円を用途に現在基本計画、基本設計について取り組んでいるところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 次、効率的な免震構造ということですが、地震に備えた構造としてはいろいろありますけれども、免震構造がやはり一番現時点では適正ではないかということで、新庁舎建設特別委員会でも合意になりました。それに基づいて進めていただいていると思えますけれども、いわゆるこの間の、五條高校跡地のボーリング調査では強固な岩盤は大体二三メートルから二五メートル掘らなければ出てこないというボーリング調査の結果が出ているわけですね。

したがって、何ぼ免震構造であっても、やはり二五メートル下の岩盤には最大限のくい打ちをした上で、いわゆる捨てコンを流して、そして捨てコンと庁舎の間に耐震性のゴム、強力なバネ、これを挟むわけですけれども、この最大限のくい打ちは必要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

庁舎の平面形状を整形案として進める中で、柱等の間隔を広くするように設計をしております。

免震装置は柱の数が少ない方が免震装置の個数を削減でき、効率的な免震構造となります。免震装置の種類については、地震の揺れを和らげる役割をするゴムを主とした装置や、ダンパーなどで揺れを抑える装置などがあります。それらを組み合わせながら効果的な設計を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁されたことはそれでいいわけです。

私の質問は、いわゆる二三メートル掘らなければ、強固な岩盤は出てきませんからね、だから最低限の、シダーアリーナでも百本近い

を打っているんですよ、これ、シダーアリーナはね、岩盤まで。百本近いんですよ。庁舎もね、最低五十年、五十年以上を目指して、そういう年数がたっても持ちこたえられる庁舎にせなありませんから、だから強い岩盤のところまでのくい打ちを最小限であってもやっておかなければいけないのではないかと質問ですね、よく検討されて、ひとつ設計・施工をしていただきたいというふうに思います。

次は、市民と職員に喜ばれる整型案ということでございますけれども、この整型案についても、新庁舎建設特別委員会の合意として、提案させていただいたわけでありませぬけれども、まだ、ただ市庁舎と県・国の庁舎を、いわゆる北、南のどちらに持ってくるかということにつきましては、私の質問では、市民の立場も大事ですけれども、長年中で働いてもらう職員の皆さん方の意見もよく聞かれて、皆さん方の現在の意見では、市庁舎は南、県・国の庁舎は北ということで答弁されていきましたけれどもね、本当にそれでいいかどうかは市民の声と職員の皆さん方の意見をよく聞いて建設されるように強く要望しておきます、これはもう答弁は結構です。

次に、効率的で節約した西側擁壁工事についてということでございます。

御存じのように、五條高校跡地は横に西川が流れておりまして、西川のところは高さ五メートルないし七メートルの石垣を積んでくれていますわね。その下に西川の川石で積んだ護岸があるわけですね。道路幅一メートル五〇センチぐらいはありますけれども、五條高校跡地の石垣の擁壁の下になりますから、五條高校跡地の石垣の擁壁の基礎にもなるわけですわね。だから五條高校跡地の石垣の擁壁工事をする場合は、西川の管理責任者は五條土木事務所ですから、五條土木事務所の方にも要望して、まず石積みのある西川の護岸と同時に工事を済ますようにしておいた方が将来的には、工事がやりやすいのではないかと思いますね。

それと今までも申し上げましたけれども、五條高校跡地の西側の石垣の擁壁、今までは皆さん方の答弁では石垣を全部取っ払ってコンクリート擁壁にやり変えるという案を持っておられますけれどもね、私はあの石垣の上にコンクリートを被せても多分いけるのではないかとこのように提案してきました。

したがって、全面的な石垣を取り除いて擁壁にするのと、現在の石垣の上にコンクリートを被せていくというふうになれば費用の方は大分違いますからね、だから法律のクリアの問題もありますけれども、やはり一遍そういう案も持って監督官庁と一遍交渉すべきだと思いますけれどもね、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

西側擁壁につきましては、経済比較を行い、最も経済的な積みブロック擁壁と法面工事で施工を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）その施工方法についての意見は分かれますけれども、どちらにしてもあの西川の丸い石の護岸、それはその上にある、五條高校跡地のあの石垣の改修と同時にやっておいた方が工事もやりやすいし、段取りもいいわけですからね、県にも西川護岸のやり替えを強く要望すべきだと、そのことを強調しておきたいと思えます。

次、雨漏り防止対策についてですけれども、新庁舎の建替えの主な理由はやはり将来の地震に備えてということがありますけれども、もつといろいろ、その理由にはいろいろあるんです。その理由の一つにね、雨漏りも大変やということも一つの理由になっているのですね。この議場も二箇所漏っていますやろ。これももう私市会議員をさせてもらってから三十五年になりますけれども、三十五年前から漏っていますわな。しかし、これを止めるという対策がなかなか分かりませんやろ。だからこれから新しい庁舎を建てるときに、雨漏り対策を完璧にせなあきません。市会選挙前、私市民会館を借りて演説会しましたけれども、あの市民会館の三階も雨漏りで大きなバケツ二つで受けてありましたわ。二箇所ありましたからね。ここもこの雨漏りを止めようと思ったら、どの穴を詰めたらいいか分かりませんから、市民会館の屋上全部ね、やり替えしなければならぬということになりますね。ばくだいなお金がかかりますね、これ。だからこの庁舎の建設に当たっては、雨漏りのないよいうにやはり設計・施工をするとともに、空調設備とか重いもの、振動のあるものはやはり屋上へは置かないと、絶対屋上に置かないといけません。後、下の方に下げるといって、こんな専門的な知識がなくなっちゃって、人間もう三十年、五十年と生きてきたら雨漏りにもつながらるわけですからね。その点、雨漏り防止対策の設計・施工とともに重いもの、振動のモーターが回って振動のあるものは上に置かないという、このことを重視すべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

雨漏り防止対策につきましては、勾配屋根を基本として雨水がスムーズに流れるよう設計してまいります。

また、適切な時期にメンテナンスを行うことが非常に重要であることから、メンテナンスを行いやすい設計とし、建物の長寿命化につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は約三十分でございます。

十二番大谷龍雄議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁、ちよつとはつきりは理解できませんけれども、傾斜のついた屋根、それとメンテナンスのできるような設計ということですから、その辺重視して、せっかくなばくばく税金を使って建替えるわけですからね、雨漏りは一滴も漏らさないという、この設計・施工に頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、最後、シンプルな設計・施工ですけれども、これはもう議会の決議にもあったことですから、詳しくは申し上げませんが、やっぱり庁舎何かの建物は四角い建物が一番有効的に活用できるわけですから、形は四角いもの、部分的にしる丸とか三角は造らない。そして、やはり施工においても最小必要限に留めて無駄な使い方にはしないようにすると、それを目指すとなればこの間、紀の川市役所、研修に行かせてもらいましたけれども、紀の川市役所は地上七階の庁舎ですけれども、全部庁舎の外面はコンクリート仕上げの一発仕上げですよ。県庁もそうですし、五條市の消防署もそうですしね、昔の市民会館もそうです。コンクリート肌で、一発で仕上げますからね、そういう節約しておかつ変色の少ない施工を重視してやっていたきたいというふうに思います。

次、四番いきます。

子育て支援と少子化対策を優先した学校づくりと少人数学級の良さを生かした学校づくりについてでございます。

その（一）子供医療費の病院窓口の無料化についてでございます。もう御存じのように、今それぞれの議員さんからも出されておりますように、若い御夫婦の皆さん方は、法律の改正によりまして、なかなか正職員になれない派遣職員の身分のままではないかという、こういう方が増えていきますからね。当然仕事も収入も不安定になっております。これがやっぱり少子化の大きな原因になっているわけですね。だからこの辺は国の政治に深く関係しますから、粘り強く国・県と共に頑張らないかというふうに思いますけれども、まずは、五條市は今、子供医療費の無料化をゼロ歳から中学校卒業までさせていただいておりますけれども、しかし病院での窓口での支払いはいったん全額を払っていただいて、後で償還払いをするというふうになるわけですからね、これはいったん全額を払わなければならないというのは、大変若い

お父さん、お母さんには負担になって後で返してもらはんやったら初めから病院窓口で、個人負担だけでそのほかは無料化にできないのかという声が奈良県でも全国的にも大きくなっております。しかし今まではそれをやりますと、政府がペナルティーを付けておりましたからできないというのが口実でしたけれども、今政府は国民の声に押されてそのペナルティーをなくすというふうになっておりますからね。だから、この条件を生かして早く奈良県においても窓口での無料化を進めていただきたいと思っております。

前回から今日まで協議していただいておりますけれども、その進み具合も含めて答弁していただけますか。

○議長（平岡清司）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど大谷議員がおっしゃったとおりでございますけれども、現在、子供医療費の窓口負担への助成方式につきましては、奈良県におきましては、県内統一で「自動償還方式」ということで、平成十七年から助成しているのが現状であります。厚生労働省は、平成三十九年度より、未就学児までを対象とする医療費助成について減額調整措置を行わないということを決定されました。これを受けまして、奈良県と県内市町村で勉強会が行われておりまして、導入に係る課題、検討事項など協議を重ねているところでございます。

この十二月初めになりますけれども、奈良県から未就学児までの子供を対象としたということで、平成三十一年四月導入をめどというような形の導入案が示されているところでございます。

この「現物給付方式」の導入に当たりましては、県医師会、関係団体、審査支払機関である奈良県国民健康保険団体連合会等、多くの関係機関との協議及び調整が県全体で必要となり、市単独での事業はできないことから、全ての市町村の合意が確認された上で、知事に対しまして、「導入検討案」による現物給付方式の導入とともに、平成三十九年度において、市町村が行う福祉医療システム改修に必要な経費の補助等を要望する予定というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ひとつ頑張ってください。

次に小・中学校の給食費の助成についてということでございますけれども、現在、生活保護を受けておられる方、又それに近い家庭の方には無料にしているということですが、やはり五條市でも、奈良県全体でも、日本全体でも、大変若い皆さん方の仕事、収入

の不安定から食費についてもかなり切り詰めておられる家庭も増えております。

したがって、奈良県でも全国的にも自主的な子供食堂というのが作られまして、皆さん方支援に頑張っていたいでいます。今奈良県はその子供食堂を皆さん方に条件さえクリアできたら補助金を渡してますわね。そういうふうにしなければならぬ状況にあるわけですから、憲法二十六条には義務教育の無償化ということも、明記されております。したがって、五條市においても給食費への無償、あるいは一部補助等々、五條市の実情に合った助成をされるのが今必要になっていっているのではないかと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

学校給食法第十一条の二に「学校給食に要する経費（学校給食費）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に定める保護者の負担とする」とあることから、本市では保護者負担のもと学校給食を提供しています。

教育委員会では、準要保護児童・生徒に対して、給食費の全額補助を行っていますが、現段階では全ての児童・生徒を対象とした助成は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ実情をよくつかんでいただいて、全国的には無償に踏み切っておられる市町村が五十五、一部補助が全国で三百六十二市町村、今現在もつと増えておりますけれども、やはりそういう方向に進めているわけですから、五條市もひとつよく検討して頑張ってくださいと思います。

次にいきます。

大学生の給付型奨学金制度の拡充に関する政府への要請についてですけれども、これはもう今まで二回ほど質問をしてきておりますから、内容は分かっていたというふうに思いますけれども、安倍政権が給付型の奨学金をやりますというふうにいったん表明したわけですが、しかしその対象人数は、今全国で奨学金を借りている人らは百二十三万人なんです。百二十三万人のうちのわずか二人しか対象にならないのですね。だからやります、やります言うて対象はわずか全国で二人です。そして給付額も大変低いということですから、もう答弁は要りませんが、ひとつ引き続き頑張ってくださいというふうに思います。

次にいきます。

少人数学級の良さを生かした学校づくりについてと、今御存じのように全国的に都会の方では大規模校をいかにして解決していくかということで、少人数学級を目指して頑張っておられるわけですね。そして、全国の日本教職員組合の皆さん方も、政府に対する要望の中に少人数学級をやはり実現せよと。現在、小学一年生は三十五人学級ですけれども、それ以上の学年の皆さん方も現在四十人学級ですけれども、三十五人学級にせよという、この要望を毎年出されております。しかし、五條市はじめ山間部では全国的にはものすごい少子化、人口減少で生徒さんが減っています。やはりこういった山間部の皆さん方、五條市よりも減っているとこの皆さん方はどのように頑張っておられるのかということも参考にすべきだと思います。だから私はちよつとこの間、野迫川村と十津川村の皆さん方の小・中学校の状況を聞かせてもらいました。野迫川村は、現在小学生は八人、一年から六年まで八人ですね。中学校は一年、二年、三年、全部で十人です。小学校八人、中学校十人です。この中学生ね、内訳は一年二名、二年四名、三年四名ですけれどもね、この数年間一〇〇パーセント高校へ進学されているということですね。十津川村はどうかと言いますと、小学校は全校で九十六名、中学校は全校で六十七名、この十津川村も中学校をもう少し詳しく分けますと、一年二十五人、二年十九人、三年二十三人ですけれども、三年を卒業される方はもう一〇〇パーセント、十津川高校なり十津川村以外の高校に進学されています。一〇〇パーセントね。こういう五條市よりも少ない生徒さんの状況の中でも、そういう一〇パーセント進学しているという状況からすれば、子供さんの人数が少ないから余りいいことがないということでは言えないのではないかな、だからこの間教育委員会の皆さん方は、関係者の皆さん方の意見をもらって中学校五校を二校ですか、小学校八校を四校ですか、こういう統合計画を保護者、関係者に示されましたけれども、やはりかなり大きな非難の声があつて、この間延期して、また意見交換会、今年からずつとされていますけれども、これを見せていただきましたけれども、圧倒的に心配の声、不安の声がものすごく多いですね、疑問の声。だからやっぱり学校の統合は慌てて進めるのではなしに、慌てなければいけないのはやっぱり子育て支援、少子化対策、これをもつとお金は要りますけれども慌てなければならぬのではないかとこのうふうに思います。その点ひとつ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

教育委員会では、これからの社会を生き抜く力を育むために、一定規模の集団の中で多様な考えに触れ認め合い、協力し合う活動を通して、学力・体力・規範意識を高めることが重要だと考えております。

お述べの少人数学級につきましては、一人ひとりに目が届きやすい、異年齢との結びつきが深まる、学校行事等で活躍の場が増える等のメリットがございます。しかし切磋琢磨する機会や多様な意見や考えに触れる機会が少なくなること、クラス替えができず人間関係が固定しやすいこと、部活動などの集団活動が制限されるなどのデメリットも考えられます。

今後、実施する学校適正化では、小学校低学年を中心とした定数の緩和・少人数指導の実施など、少人数の良さも生かした学校づくりに努めてまいります。その際、これまで開催しました学校適正化に関する説明会、意見交換会での意見も踏まえ、子供たちのためにより一層の教育環境の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私の調査も参考にしていただき、まずもつと保護者、関係者の皆さん方の意見をよく聴いていただいて、ひとつ学校統廃合は慌てずに子育て支援と少子化にもつと力を入れていただくということを強調して、次に進みます。

次、大きな五番、市民負担の軽減と福祉の充実についてでございます。

（一）国民健康保険税の負担軽減についてということですが、御存じのように、国民健康保険の運営の主体が来年から奈良県になります。国民の国民健康保険税が高いという声に押されまして、政府は日本全体で三千四百億円、全国の自治体に財政支援を行うという約束しております。やはりこの三千四百億円を生かすならば、国税の値上げを食い止められるわけですからね。

そこで聞きたいのですが、その三千四百億円のうち、奈良県には幾ら配分されるのか。その配分された、いわゆる支援金をこれからの奈良県が主体となってやっていきます国保会計に入れ込むべきだと思いますけれども、入れ込むのか、入れないで横に置いて別の活用をしようとしているのか、その辺はどうですか。

○議長（平岡清司）竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大谷議員お述べのように、国からですけれども、健康保険の財政基盤ということで、都道府県に措置される三千四百億円につきましてですが、そのうち一千七百億円については、県単位化等の保険税の負担の軽減・公平化に最大限活用できるものと認識しておるところでございます。

平成三十年度から約一千七百億円が奈良県の配分ということでございますけれども、現段階では平成三十年度の配分金額は定かにされておられませんけれども、平成二十七年から一千七百億円が前倒しでされておるところから、実績を基に算出しておりますけれども、百分の程度ということ、十七億円くらいが交付されるのではないかと試算したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）その点についても、やはり政府の方へこれからも、もっと政府の援助を増やすように要望していただきたい。

私の調べですがね、国民健康保険会計の総医療費に占める国の補助割合、昔は負担割合と言ったと思いますけれども、スタートのときは国の補助割合が四五パーセントでした。総医療費に占める。ところが今もう二九から二七パーセントに減っていますよ、これ。国の負担金はいろいろありますけれども、十数年前と比べたら、割合で言うたらそれだけ減っています。

そしていわゆる医療費の高騰のもう一つに高い薬があります。だから、この間全国医師会の皆さんやら、関係団体の皆さん方の意見に押されまして、高い薬価の一つであります、オプジーボの薬が、今まで一瓶七十二万円でしたけれども、医師会の皆さんやら、関係者の皆さん方、又国会の議員の取組で、今年の二月から半分に減らしたんですね。だから、この例をとってほかの高い薬の薬価も減らせということで、全国的な運動が起こっておりますけれども、その辺も参考に担当課としても頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次、介護保険料の負担軽減でございます。

御存じのように、この間、選挙で回らせていただいても、お年寄りの皆さん方の声は、年金は上がらない、むしろ下がる一方や、しかし介護保険やら国民健康保険税の税金は上がるばかりやと、これをどないかしてくれと、今大変多くの皆さん方からそういう意見を聞かせていただいております。

この間、全国老人保健施設協会を先頭に、政府に介護保険の引下げやら介護事業者に渡す報酬の引上げ、これらを要望されております。この全国老人保健施設協会を先頭に賛同された団体はびつくりするぐらいですよ、全国デイ・ケア協会、全国老人クラブ連合会、全国老人福祉施設協議会等々、二十以上の団体が一緒に政府への要望書を提出しております。こういうふうな、今大変ですから、国民負担は。ところが五條市の介護保険の会計は、数年前のいわゆる介護保険料の引上げと、介護事業者への報酬の引下げを政府の法律との関連でやりましたけれども、現在、介護保険の会計は九月議会の決算では、約五千六百二十六万円の赤字、そして基金も約二億二千三百三十一万円あります。これは

皆さん方から頂いた、いわゆる介護保険料の引上げと介護事業者への引下げの関係でこれだけたまってきているわけですから、今申し上げましたように全国の皆さん方も、政府に対する介護保険料の引下げ、介護報酬の引上げの要望が強められておりますので、それと足並みをそろえて、五條市も介護保険特別会計を危機に陥らない範囲内での、介護保険料の引下げ、介護事業者への報酬の引き上げを目指した検討をすべきだというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、平成三十から三十二年度の三年間の、第七期五條市介護保険事業計画の策定に向け、三年間の介護費用の推計と、そのために必要な介護保険料の算定を行っているところでございます。

本市の高齢化の進展に伴う、要介護認定者数の増加や、介護サービスの充実による利用料の増加により、今後介護費用の増加が見込まれております。介護保険制度の持続可能性を高める観点から、保険料の上昇は避けられないものと予想されますが、高齢者の負担増を抑制するための基金の活用等につきましては、今後、介護保険事業計画策定委員会において検討される予定です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） この際、申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は六分でございます。

十二番大谷龍雄議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄） 国民の皆さん方の動きは、今明らかにしたとおりですからね、一遍介護保険の計画の見直し、これは全国的にこれから始まると思いますけれども、この間の報道では政府はやっと介護事業者への報酬を〇・五パーセントぐらいは上げさせてもらおうかなというように載っていました。介護事業者は、今大変ですからね、介護現場の事件も、やはり原因は従業員の削減と、そして介護報酬の安さから従業員の皆さん方に払う給料も低いということも関連していますから、ひとつ真剣にこのことを考えて、計画の中に組み入れていただきたいというふうに思います。

次にいきます

精神障害者の交通運賃割引に関する政府及び公共交通機関への要請についてですけれども、この前の議会にも取り上げさせていただきましたように、精神障害者の皆さん方の交通運賃割引については、まだ法律では認められていない。しかし公共機関との直接の取引、もう割引し

ているところもありますからね、政府に対しては法律で認めなさいという要望と、公共交通機関に対しては、法律で認められていない現時点でも割引をしてくださいという、この要望の二つをやはり頑張っていたきたいと、今全国的な状況を申し上げますと、鉄軌道・乗り合いバス・旅客船の三事業で、全国的には約三割が運賃割引をしております。だから奈良県の場合はJR・近鉄はまだと聞いていますけれども、奈良交通は一部していただいているということですので、ひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。次に進みます。

もう時間がありませんので、質問項目を読み上げて終わりにさせていただきます。

六番、農林業の振興について。

生産調整をした稲作農家への交付金廃止及び種子法廃止撤回の政府への要請を強めていただくよう要望します。

もう一つは、農産物そして金融、そして公共事業等々、広範囲にわたっての自由化を目指しているTPPを断念するようということと、酪農家、乳製品に影響与えるEPAは、この前政府は締結しましたからそれを撤回しなさいという要望を強めていただきたいと思えます。

七番、クリーン・オアシスのひび割れ問題の補償についてですけれども、請負契約第四十四条には、いわゆる保証期間は約十年というふうになっておりますからね、これに基づく協定書の締結、覚書の締結を今まで求めてきましたけれども、ちよつと不十分という感じはしますけれども、問題があればその都度協議して解決に当たるといふ、ただし書きを入れた締結が今結ばれておりますので、それを根拠にクリーン・オアシスのひび割れ問題、又これから発生した場合のその解決に頑張っていたいただきますよう強調いたします、私の一般質問を終わります。

御苦労さんでした。

○議長（平岡清司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、三時まで休憩いたします。

午後二時二十八分休憩に入る

午後二時五十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第五号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）ただいま上程いただきました報第十五号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第五号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、去る八月七日に発生した台風五号災害により被災した市道の復旧及び同月二十六日に発生した落雷により被災した公立学校施設の復旧並びに十月二十二日から二十三日に掛けて発生した台風二十一号災害により被災した公の施設や市道等の応急対策等について、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分としたため、同条第三項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第五号）の一ページより御覧をいただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、現計予算額にそれぞれ三億六千七百六十九万八千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、二百一億五千六百八十四万五千円となるとござい

ます。

それでは歳出の主な項目について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳出の欄を御覧いただきたいと存じます。

初めに、七款土木費、四項都市計画費、五目都市公園建設事業費、十三節委託料の五百九十万円でございますが、設計業務委託料を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により浸水した上野公園及びシダリアーナの浄化槽を始めとした附帯設備並びに現在整備中の（仮称）防災力強化棟の今後の浸水対策に係る設計業務を委託するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を過疎対策事業債として見込んでおります。

次に、十款災害対策費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、四節共済費から十二節役務費の一千二十万円でございますが、林業施設の復旧及び応急対策に係る事業費を予算化するものでございまして、臨時職員雇用による賃金のほか、台風二十一号の影響により倒壊したきすみ広場、西吉野町内でございますが、防球フェンスの修理並びに殿野坪内線を始めとした林道十五路線の倒木、土砂撤去、路面清掃等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項二目農業用施設災害復旧費、十三節委託料の一千二百六十七万円でございますが、農業施設の復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災したため池及び農地、並びに農道の流入土砂撤去、ほ場崩壊復旧等に係る測量業務を委託するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、七百六十七万円を事業費分担金として見込んでおります。

次に、同項二項厚生施設災害復旧費、一目民生施設災害復旧費、十三節委託料の百二十万円でございますが、公の施設の応急復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した市立平沼田老人憩の家の流入土砂等の撤去を行うため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項三項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十一節需用費から十五節工事請負費までの二億六百七十七万円でございますが、公共土木施設の復旧及び応急対策に係る事業費を予算化するものでございまして、台風五号の影響により被災した市道とびの線、西吉野町唐戸地内でございますが、の復旧工事及び台風二十一号の影響により被災した市道の崩土撤去等、測量設計業務委託、並びに応急対策工事等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四千六十万円を国支出金として、また、一億四千万円を地方債として見込んでおります。

次に、同項二目、河川災害復旧費、十一節需用費から十五節工事請負費までの四千四百六十六万円でございますが、河川の河道閉塞等による二次災害の恐れのある箇所に応急対策に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した河川の堆積土砂撤去及び測量設計業務委託、並びに応急復旧工事等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、七百八十万円を国支出金として、また、三千三百八十万円を地方債として見込んでおります。

次に、同項三目、都市公園災害復旧費、十一節需用費から十五節工事請負費までの四千八百四十六万円でございますが、公園施設の応急対

策に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した上野公園内の堆積土砂の撤去及び同園内トイレ棟並びにシダーアーリーナの浄化槽、キュービクルなどの附帯設備の復旧工事等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千六百六十万円を国支出金として、また、一千四百四十万円を地方債として見込んでおります。

次に、同項四目、下水道災害復旧費、十五節工事請負費の四百万円でございますが、下水道の復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した一般排水路、岡町地内の復旧工事を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を地方債として見込んでおります。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項四項文教施設災害復旧費、一目公立学校施設災害復旧費、十五節工事請負費の一千四百九十五万八千円でございますが、公立学校施設の復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、去る八月二十六日に発生した落雷により被災した市立阿太小学校の避雷針、火災報知器等の設備器具等の復旧を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項二目社会教育施設災害復旧費、十一節需用費から十三節委託料までの一千六百十三万円でございますが、社会教育施設の復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した阪合部ミニ体育館、野原テニスコート及び健民運動場、並びに阪合部運動場の一部修繕や流入土砂の撤去等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項五項その他公共・公用施設災害復旧費、一目消防施設災害復旧費、十一節需用費の三百三十五万円でございますが、消防施設の復旧に係る事業費を予算化するものでございまして、台風二十一号の影響により被災した上野公園内防災行政無線の機器取替え等を行うため、所要の経費を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において七百六十七万円を、十四款国庫支出金において七千五百万円を、十九款繰越金において八千六百九十二万八千円を、二十一款市債において一億九千八百万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この中におきましても、専決処分で既に取り組んで、急を要したので取り組んでおられると思うのですけれども、総合体育館の設備等で、浸水対策で、浸水によつての被害額、総合体育館における被害額を教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

被害額としましては、体育館の分につきましては専決予算としまして、四千百万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）四千百万円の復旧費用、これは設計業務委託料も入つてのことですか。全て含んだ金額となるわけですね。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員にお答えいたします。

四千百万円の内訳ですが、受電設備消防ポンプ用発電機、浄化槽や空調の室外機五台分の修繕費となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら浸水対策設計業務委託料というのは入っていないわけですね。

入ってなくても何でも結構です。この浸水対策、こういった対策の設計を目的としたものか、教えていただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員にお答えいたします。

浸水対策委託料につきましては、浸水対策の業務を今発注しようとしておりまして、どういう形での対策が有効であるかということとは、現在検討している状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この委託料は工事金額に、今おっしゃっていただきました四千百万円には入っていないくて、これはまた別のものであるというふうに考えさせていただいて。

この、どういう対策をしたらいのかということを考える業務委託になるということですか。ある程度の案というのは職員の方で出てこようかと思うんですわ。ここを守るに当たって……（笑声）、ある程度の案というのは職員の方はお持ちだと思っんですよ。だからその辺のこともきちっと精査しながら、もっとやっていかないと、すぐにお金が必要なのはよく分かるのですけれども。はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、この四千百万円の被害額が出ておるといふことでございませけれども、ここの体育館における保険、幾ら入っておるといふのか、その保険料は幾ら出てくるのか、この保険料で工事が賄えるのかどうか、その辺教えていただけませませかな。

○議長（平岡清司）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この保険でございませけれども、本市の公の施設の損害保険でございませませ、全国各市が共同で運営をいたしておませませ公益社団法人全国市有物件災害共済会というところに加入をございませませ。

今回のシダーアリーナの保険料でございませけれども、保険料はそもそも市の工事が全て終わらして、それから市の支払が済んで、共済会の査定が終わってから保険金が支払われるというようなスキームになっておませませ。それから申しますと、保険料の受入れというのは、次年度以降になってまひりますので、今回の復旧の財源としては、見込んでおませませけれども、次年度以降において保険金が歳入されるといふ見込みでございませませ。

あくまでも予算上でございませけれども、この総合体育館に関する保険料としては約二千万円を見込んでおるといふございませませ。今の専決の予算の分の保険料としては約二千万円を見込んでおるといふございませませ。

この保険料だけでは復旧費用というのは賄えないわけでございませけれども、別途国費を申請いたしますので、国費が付いてまひりますと、基本的には市の持ち出しはないのかなというふうにご覧ございませませ。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）山口議員、最後の質問となります。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最後になるかならないか分かれへのやけれども……（笑声）。

いわゆる保険料を見込んでおるといふ、まだ決定額ではないということですね。決定額であるならば、この二千万円というのが、いわゆる保険料として妥当なかどうか。普通の住宅で入っております保険でございますと、ほとんどその保険料で賄えるような仕組みになってございますけれども、保険料で賄えない額の国庫補助が出るにしても、どない言いますんかな、保険料で賄えるような保険でなくては保険の意味がないというふうに考える次第でございます。

特に赤滝のキャンプ場施設が災害のときに保険が出ました。また辻堂の施設も保険が出たように伺っております。そうした保険の中で全て賄えそうな金額が出ておったように記憶しておるのですけれども、その辺どうですか、この二千万円の保険というのは妥当な保険の額なのか、その辺教えていただけますか。

○議長（平岡清司）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この災害共済会の支払割合でございますけれども、例えば風水害でございましたら支払割合が一〇〇分の五〇であるとか、土砂災害であるとかそういった場合には一〇〇分の一〇〇であるとかいうような決め事がございます。議員が今おっしゃいますように、これが妥当かどうか、本来は保険金で全てを賄えるというスキームが一番いいのかなと思うんですが、その辺はこの共済会の制度上の問題もありますし、また掛け金の額というようなことにも関わってくると思います。今議員がおっしゃられたことにつきましては、今後検証してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕、〔異議あり〕の声あり」

○議長（平岡清司）……………（議場に声あり）牧野議員の質問を許します。

○四番（牧野雅一）すみません、手を上げるタイミングを外して申し訳なかつたです。

今の質疑とちよつと違つた観点からお尋ねしたいのですけれども、総合体育館の整備復旧費四千百万円、防災力強化棟設計変更が四百万円、変更業務つて書いてありますね。変更しなければならぬということは、今回の台風の影響が何か働いてのことやと思うのですけれども、それとその下の総合体育館設備等浸水対策設計業務委託料百九十万円、先般、この台風の直後に新聞の副市長のコメントで、「電源設備の場所を見直し、体育館が防災拠点として機能できるようにしていきたい。」というコメントをされておつたと思うのですよ。新聞に掲載されておつたのは、実際されておつたのかされていないのか分からないですけれども。そうすべきだと思つておつたか、今後ね。それに掛かる今後の見直し費用というのはどれぐらいを見込んで、今こういう設計の変更とかいうことを専決で進めておられるのか、分かる範囲で結構ですので、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず設計変更の四百万円の方でございますが、アリーナの防災強化棟の設計の入札の前にああいう形になってしまいました。それを受け、浸水対策についても考えなければならぬということ、防災強化棟の浸水対策ということの委託費を今四百万円計上させていただいております。どういう形の浸水対策かというのは、今後検討してまいるといふ形になっております。

また、電気設備の設備ヤードの百九十万円の委託につきましても、同じくどういふ形の浸水対策ができるのかということの委託料を見込んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）それはさっきの答弁で分かるのですけれども、ただこういういろんな台風を教訓に、今後防災の拠点としてそういう施設と

して確立していかなあかんということをやっていると思うんですけども、今後どれぐらいの費用がそこに負担していかなあかんのかという見込みがあるのであれば、教えてくださいということなんです。

見込みがないのであればないで結構です。いずれでも結構です、答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 八田技監。

○技監（八田 護） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

国の方から、補正の調査ということで、施設の改善のような調べが来ています。浸水対策として、現在の造成計画より上げる対策であるとか、壁を造って浸水を防ぐような対策を検討する費用として百九十万円計上させていただいておるのですけれども、防災機能の向上に関する整備として六千万円ぐらいを国の方に要求というか調べですけれども、報告という形でしております。

今後、それが採択されるか採択されないかというところは、またこれは別でございまして、五條市としてどういう対策ができるかということとで、地盤を上げる検討でありますとか、壁を造る検討でありますとか、そういう検討費用として今回百九十万円計上させていただいております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 六千万円というのを国に要求している、していない、まあまあそれは採択いただけるかどうか分かりませんが、今回の台風を教訓に副市長のコメントどおり、体育館が防災拠点として機能できるようにしっかりと皆さんで協力し合って取り組んでいただくとが大事かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については討論並びに委員会付託を省略したいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十二号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は五條市立奈良県立五條高校賀名生分校の生徒で、遠距離その他の事由により通学が困難な者向けに寄宿舎を設置するため制定するものでございます。

それでは議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の内容といたしまして、第一条では寄宿舎設置の目的について定めております。

第二条では、寄宿舎の名称を「五條高等学校賀名生分校寄宿舎桜花寮」とし、位置を「五條市靈安寺町一八六七番地」と定めております。

第三条では、寄宿舎の使用料を「一人月額一万二千元」と定めております。

第四条では、委任について定めております。

附則第一項では、施行期日を平成三十年四月一日からと定めております。

附則第二項では、準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるとしております。

以上で、議第五十二号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）何点かお尋ねしたいのですけれども、宿舎は一人月額一万二千元となっておりますのですけれども、今現在募集しておる途中ですよね。今現在、何人ほど申込みがあるのか、そしてまたこれは食事代を含むのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まだ募集はしておりません。ただオープンキャンパスを三回開催しました。そのオープンキャンパスへは、三十六名が参加してくれました。それと使用料の内訳についてですが、施設の使用料として五千元、光熱水費として七千元を、合計一万二千元としておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしてら入室される方、今現在のところオープンキャンパスで三十六名という人数、実際これだけ来てくれたら有り難いけれども、来てくれる見込みが……ちよつと難しいと思いますね。それはちよつと置いときますわ。難しい質問やと思いますので。

部屋に損害を与えた場合、それは申込金というか、契約金というか、取っておくのか、普通のアパートとかそういう部屋のように。また傷を付けたら部屋に損害を与えた場合の違約金を要求するのか、それとも後はきれいにして帰ってくださいねと卒業時にはするのか。その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

通常の汚れ等につきましては、補償はいただかないつもりであります。ただ故意に何かを壊したとかになりましたら、補償というか弁償していただくようなことになるのではないかと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚議員。

○八番（福塚 実）この一万二千円ですけれども、光熱費七千円と五千円ということなんですけれども、食事代は入っていないということでも認識させてもらうんですけれども。この施設に関して寮に住むということなので、その中で食事は自炊になるのか、高校でいうたら共同の食堂な
りがあるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

食事につきましては、食堂はございます。ただ朝夕につきましてはデリバリーの食事を計画しているところでございます。

また、お昼につきましては、給食を計画しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚議員。

○八番（福塚 実）デリバリーというのですけれども、デリバリーというのはどこかに委託していただくということなんですかね。答えていただけますか

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、委託で考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第五十三号及び議第五十四号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十三号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議第五十四号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第五十三号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、及び議第五十四号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページと七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴うものでございます。

次に改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページと八ページを御覧いただきたいと存じます。

両方の条例ともに、「認知症」の定義を規定する介護保険法の条名につきまして、「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改めるものでございます。

また附則につきましては、施行日を規定したものでございます。

以上で議第五十三号及び議第五十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本二議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本二議案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十五号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第五十五号、五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、五條市西吉野支所の地番が変更されたことに伴い、同支所内にある五條市立居宅介護支援事業所の位置を改めるものでございます。

改正内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

条例第二条におきまして、五條市立居宅介護支援事業所の位置を「五條市西吉野町城戸一二二番地」から「五條市西吉野町城戸一二二番

地の一」に改正するものでございます。

また、附則につきましては、施行日を規定したものでございます。

以上で、議第五十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）これ西吉野支所の番地といたら大変重要な番地ですけれども、これを変えないかん、どんな理由で変わりましたん。

○議長（平岡清司）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地籍調査の結果、変わったというふう聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第六、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十六号 五條市都市公園条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十六号、五條市都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書十一ページ、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、都市公園法の一部改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

まず、第五条、第八条第一項、第十一条第一項、第十三条第一号及び同条第四号につきましては、五條市都市公園条例の都市公園法引用条文の条ずれ、又は、項ずれを改めるものでございます。

次に、第二十二条につきましては、平成二十九年六月十五日の都市公園法の一部改正による、五條市都市公園条例の都市公園法引用条文の条ずれを改めるものでございます。

附則につきましては、施行日を公布の日からと定めております。

以上で議第五十六号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この条例改正、条ずれということをはりましてはいいけれども、ただそれだけじゃないと思うんですよ。何がしか条例が変われば中身が変わるとある部分があると思うんです。あるという前提でね、簡単に結構ですので、主な改正内容について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 四番牧野議員の御質問にお答えします。

都市公園法の改正内容につきましては、都市公園内の占用可能物について保育所等を追加するものです。また飲食店、販売等の収益施設や園路等の公園施設整備を一体的に行う民間事業者の公募制度、Park-PFI創設等となったところが変更になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）条ずれというだけと違って中身がそないしてあるのやさかいに、条例改正をしようと思ったらその辺のところちゃんと説明しておかなあかんの違うのかなと思います。

今言われたような条例改正をするに当たって、五條市の都市公園、これに該当する施設というのは五條市内で何箇所あるのですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

五條市内では三箇所ございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これ、恐らく都市公園法っていう縛りがあって、その縛りがちよつと緩和されるのではないかと、今言った内容を聞いたらね、せつかくこういう法の緩和が成されてくるのであれば、今言われている三箇所の都市公園、これを今以上に有効的な施設に活用できるような取組を、この条例改正をきつしよに取り組んでいくということが大事と違うかなと思います。

もう三回以上質問したらあかんさかいに、この件に関してはここで止めますけれども、今後この条例改正に従ってそういう様々な工夫をどういうふうになしていくのか、又どういうふう工夫してより良い施設の構築を目指すのかということは、改めてまたお尋ねいたしますので、しっかりこの条例改正を無駄にせんようにだけお願いしたいと思います。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今三箇所ということだったんですけれども、三箇所の名称を教えてくださいますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

5万人の森公園と上野公園……。

失礼しました。上野公園と中央公園と阿田峯公園の三箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今四つ、言えへんだけ。四つ変わりますん。

ちゃんともう一回、言うてください。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

上野公園、中央公園、阿田峯公園の三箇所となります。

申し訳ございません。当初言いました5万人の森公園は入っていませんでした。間違いで、改めて言わせていただきました、上野公園、中

央公園、阿田峯公園の三箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第七、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十七号 五條市営住宅条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市営住宅条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの改正の内容につきましては、市営住宅の共益費の徴収に関する規定を追加するため及び公営住宅法の一部改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正の内容といたしましては、五條市営住宅条例の第十四条第一項、家賃の決定の改正、収入申告義務を緩和することに伴う改正でございます。

内容といたしましては、収入申告を要さない場合の規定（次条第一項ただし書に規定する場合を除く。）を加えるものでございます。続きまして、第十五条、収入の申告の改正につきましても、収入申告義務を緩和するための改正となります。

第一項においては、収入申告を義務付けていますので、公営住宅法施行規則第八条各号に規定する要件を満たす認知症患者等については申告を要さない旨の規定を加えるものでございます。（ただし、入居者が公営住宅法施行規則第八条各号に掲げる者に該当する場合においては収入を申告すること及び五條市営住宅条例第三十六条第一項収入状況の報告の請求等の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときには、この限りではない）とするものでございます。

第十五条第三項においては、収入申告義務を課さない場合の収入額認定の手続規定を整備する改正となり、（同条ただし書に規定する場合にあつては、公営住宅法施行規則第九条に規定する方法による。）を加え改正するものでございます。

続きまして、第二十二條の次に次の一条を加えるものでございます。

第二十二條の二、共益費で、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を、共益費として入居者から徴収す

ることが出来ることを追加するものでございます。

次に、第十七条、家賃の納付の規定において、第二十二条の二の共益費について準用するものでございます。

次に、この条に定めるもののほか、共益費の徴収に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

続きまして、第三十一条第二項、収入超過者に対する家賃の改正について御説明申し上げます。

この案件につきましても、収入申告義務を緩和することに伴う改正となります。収入申告に基づかず収入超過者の家賃を決定する場合についての読替え規定及び（第十五条第一項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅施行令第八条第三項において準用する同条第二項）を加えるものでございます。

続きまして、第五十三条第二項、家賃の改正につきましては、収入申告義務の緩和に伴う読替え規定の整備を行うもので（同条第十五条第一項ただし書中第三十六条第一項とあるのは、第五十四条において準用する第三十六条第一項と）改めるものでございます。

続きまして、五條市小集落改良住宅条例の中の五條市営住宅条例の準用規則、第五条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項及び第二十二条の二」を整理するものでございます。

続きまして、五條市小規模改良住宅条例の中の五條市営住宅条例の準用規則、第十三条中「第十四条」を「第十四条、第十五条第一項ただし書」に改め、「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項、第二十二条の二」を整理するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成三十年四月一日から施行することとしております。

この条例による改正後の五條市営住宅条例第十四条第一項、第十五条（同条例第五十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十一条第二項の規定は、平成三十年年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用することとしていただいております。

以上で、議第五十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）共益費についてお伺いしたいと思います。

この共益費というのは一体何を指しているのか。そしてまた現在この共益費が徴収されておる場合、どのように徴収されておるのか。そしてそれは幾らぐらいになるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

現在、共益費を徴収している住宅は全部で六団地あります。

それでは一つずつ説明をさせていただきます。

まず野原東一号棟の共益費としまして、一箇月に・・・を集めております。内容につきましては、電気代、水道代、浄化槽のくみ取り代などとなっております。

次に、野原東二号棟の共益費としまして、一箇月に・・・を集めております。共益費の内容は、電気代、水道代、浄化槽のくみ取り代などとなっております。

次に、新今井団地の共益費としまして、一箇月に・・・を集めております。共益費の内容は、電気代、水道代、浄化槽のくみ取り代などとなっております。

続きまして、今井団地の共益費は自治会費と込みでひと月・・・となっております。共益費の内容は、電気代、水道代、浄化槽のくみ取り代などとなっております。

続きまして、向加名生団地の共益費につきましては、ひと月・・・を集めております。内容としまして、浄化槽のくみ取り代や電気代、水道代などとなっております。

続きまして、東田中団地は共益費と自治会費の合計で月・・・となっております。こちらの団地は下水道完備がされていますので、このような値段となっているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）質問は三回と限定されておりますので、一遍に言おうかなと思うのですけれども。

東田中団地、自治会費五百円というのも自治会に加入の意思がなくても五百円を集めるのか、その辺大変疑問なところでございますし、現在、三千円並びに四千円、二千円という金額は誰が徴収しているのか、そしてこの条例が変わることによってこの額というのは変わるのか、また負担がどのように変わるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

現在はその団地ごとにそれぞれ変わるところではございますが、そういう役をしている方が集めていただいていると聞いております。徴収するようになった場合の額についてですが、その件につきましても必要経費などを鑑みて精算検討していくこととなると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ちよつと今の分からないのですけれども、東田中団地以外のところは、現在誰が徴収しておるのですか。市の方で徴収しているのか、していないのか。今の答弁でしたら誰か代表の方が徴収しておるように聞こえますけれども、これが家賃の中に含んでそれぞれが、各個人がお支払いするのか、その辺のところですわ。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

条例改正後は、共益費についても家賃と一緒に市が徴収することとなります。（議場に声あり）
申し訳ございません。現在については自治会の方で徴収していただいています。

先ほどの答弁は訂正させていただきます。共益費については、現在は市が徴収ではなく、自治会員で徴収してもらっているところですので、申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ以上聞きませんけれども、質問に対してきちつと答えてくださいよ。私たちは厚生常任委員ではございませんので、ここで質問することしかできません。ですので、あと引き続き厚生常任委員会の方で審議されるわけでございますけれども、その辺しつかりと答弁できるような形を取っていただきたいと思えます。私はこの辺で質問を止めておきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 少し確認だけさせてもらいたいのですけれども、その共益費が三千円だったり、四千円だったりすると思うのですけれどもね、これ一軒につき、例えば一部屋というのですか、一軒につき三千円、四千円を徴収していただいておりますか。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 二番養田全康議員の御質問にお答えします。

一軒に対してでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) これね、例えば電気代とか水道代とかそんなところだと思うのですけれども、一軒に当たり定額を徴収するというのは分かるのですが、これを検証したことがありますかね。例えば一軒の家が電気代何ぼ使っていて、水道代何ぼ使っていて三千円徴収してずっとこれだけの赤を出すとかって、そういうところの検証をされたことってありますか。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 二番養田全康議員の御質問にお答えします。

電気代につきましては、個人の電気代ではなく、皆さんで使っていただいている共用スペースといいますが、そういう電気代を指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(平岡清司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 五條市小集落改良住宅と五條市小規模改良住宅、これが分かれているわけですからけれども、小集落改良住宅と小規模改良住宅、別になっているのですけれども、これちょっと教えてもらえますか。どれが小集落に当たるのか、小規模に当たるのか、教えていただけますか。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 八番福塚 実議員の御質問にお答えします。

小規模改良住宅という住宅は、大塔の住宅を指すものでございます。

小集落改良住宅につきましては、五條の小集落の改良で建築した住宅を指しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條の小集落、五條市のところの改良住宅は五條市ということですね、小集落が。そして小規模改良住宅というのが、大塔の天辻のあそこなんですかね。この小集落改良住宅は何軒あるんですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）八番福塚 実議員の御質問にお答えします。

小規模改良住宅は大塔の六軒で、紀伊半島大水害のときの復興住宅となっております。

小集落は、五條三丁目、四丁目、今井二丁目の七十七軒を指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十六ページから十九ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、五條市水道料金等審議会からの答申を受けまして、水道料金の改定を行うための本条例の一部を改正するもので、去る九月議会におきまして上程いたしました議案でございます。

議案書十七ページの表を御覧願います。

本条例第二十六条一項の表を次のように改めます。

普通用の基本料金を一箇月につき五立方メートルまで一千二百四十円とし、一〇立方メートルまで一千五百七十円とする二段階の基本料金を改めます。

次に、普通用の従量料金を一立方メートルにつき一〇立方メートルを超え、二〇立方メートルまでのものを百八十五円に改めます。二〇立方メートルを超え、五〇立方メートルまでのものを二百二十五円に改めます。五〇立方メートルを超え、一〇〇立方メートルまでのものを二百八十円に改めます。一〇〇立方メートルを超えるものを、三百二十円に改めます。

次に、浴場用につきましては、一〇〇立方メートルまでの基本料金を八千二百円に改め、従量料金では、一立方メートルにつき八十五円に改めます。

次に、プール用につきましては、三〇〇立方メートルまでの基本料金を三万五千四百九十円に改め、従量料金では、一立方メートルにつき二百五十円に改めます。

また、第二十六条第二項の表を次のとおり改めます。

工場用につきましては、一立方メートルにつき二百二十五円に改めます。

次に、附則としまして、施行期日を、平成三十年四月一日から施行いたします。

経過措置といたしまして、二、施行日前から継続して給水している水道の使用について、支払料金の経過措置を規定したものであります。

三、といたしまして、平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間に、料金の支払を受ける権利の確定される料金につきまして、新条例第二十六条第一項及び第二項の規定の適用を次のとおりといたします。

議案書、十八ページ中ほどの表を御覧ください。

普通用の基本料金を一箇月につき、五立方メートルまで一千二百四十円とし、一〇立方メートルまで一千三百七十円といたします。

次に、普通用の従量料金を一立方メートルにつき、一〇立方メートルを超え、二〇立方メートルまでのものを百七十五円といたします。二

○立方メートルを超え、五〇立方メートルまでのものを二百十円といたします。五〇立方メートルを超え、一〇〇立方メートルまでのものを二百六十円とします。一〇〇立方メートルを超えるものを三百円といたします。

次に、浴場用につきましては、一〇〇立方メートルまでの基本料金を七千七百円とし、従量料金では、一立方メートルにつき八十円といたします。

次に、プール用につきましては、三〇〇立方メートルまでの基本料金を三万三千三百三十円とし、従量料金では、一立方メートルにつき二百三十円とします。

また、同条第二項につきましては、議案書十九ページのとおり、工場用につきましては、一立方メートルにつき二百十円といたします。

以上で、議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この条例に当たっては、昨日私も一般質問で安全な水を安定してお届けするためという、市民の皆様にお知らせするピラの内容について様々お尋ねさせていただいたところなんですけれども、その答弁の中で、何にどういふふうな費用が要するのか、今後ということを尋ねさせていただいて、約四十二億七千万円を見通しているんやという内容であったと思うんです。今この条例内容にしましては、約一九・八パーセント、約二〇パーセントですか、二〇パーセントの市民の皆様に対する水道料金、お預かりする水道料金を上げさせていただくという中で、二〇パーセント、一九・八パーセントで、二〇パーセントと、概算でやって約一億二千万円、三千万円の水道料金を多くお預かりできるということになるかと思うんですよ。ただ今言ってる四十二億七千万円、この事業をするに当たって一億二千万円の水道料金を上げる、これでこの事業が成り立つのか、水道局の皆さんが想定されておる事業が成り立つのかどうか、また昨日の質問で私の考えもお話させてもらったのですけれども、約二十年、三十年、漏水を放置状態のまま、これを市民の皆さんに押し付けるといふものもいかなものかなど、やっぱり市民の皆さんの御負担を軽減した上で、やっぱりこういうことが必要なんですと、先ほどのほかの議員さんからも御提言もあつたように、いろんな財源の確保の仕方を今後改めて検討して、市民の皆さんの負担を軽減した上で、こういう料金改正をすべきかどうか

いう御意見もあつたと思うんですよ。

この計画を立てはつたときに、一つだけ教えてほしいんです。新庁舎の整備事業、これ今四十七億円という事業費をめぐりに今みんな考えて取り組んでおる、この事業に関しては三十年先、五十年先を見越しているんな人が知恵を絞っているんな意見を出し合いながら計画しておると思うんですよ。この水道事業も建物としては見えれへんとしても、四十数億円という事業ですわ、これ。これもついろいろな意見を、財源の確保やとかいろんな人の意見とかを聞いてせないかん事業違うのかなと思うのですけれども、その辺の見解はどのようにお考えか、それだけ教えてください。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

四十二億円という事業費につきましては、十年間の事業費でございまして、当然漏水という中で毎年一億二千万円ほど漏水によって金額的になくなっていくわけなんですけれども、まず五年間にその石綿管を早急に直してその漏水に対処できるように、その漏水をなるべく減らして負担が掛からないような形で今後進めていきたいとそうに思っております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これ余りここで長々と議論してもあれなんで、昨日から他の議員さんに対する答弁、又先般市民に皆様にお知らせするためのピラの内容等々を鑑みて、今の現場の私らが知り得る限りの情報だけではこの条例案に申し訳ないですけれども賛同できないという私の意見だけを明らかにさせていただいておきます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この水道料金ですね、この条例だけを見させていただくと、僕前回の九月定例会ですか、質問させていただいておるんですよ。その中で平均して一九パーセントの増となるというような答弁をいただいております。それは何かと言いますと、個々の世帯、例えば一般家庭に対して大きくウエイトを占めるとかそのようなことはないのかというような質問をする中で、その答弁は、議員が述べたとおりやというような答えて返していただいておりますけれども、この条例のままいきますと、例えば低

水量の住宅、例えば御高齢で一人でお住まいの方でできるだけ水道料金、光熱費を抑えようと頑張っておられる方に対しての上げ幅と、ある程度的一般家庭で量を使われるところの家庭と、それ、開きがあるように思うのですけれども、これ実際一九パーセント、どの世帯に対しても一九パーセントの値上げというところでしょうか。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

平均であって、使う量によっては一九パーセント以上の場合もございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 明らかにしていただきたいのが、低水量家庭が最大何パーセントで、よく使われるところで最低何パーセントになるか、これ平均して、これでは前回の答弁は間違っていると思うのですけれども、どれぐらいの開きがあるか教えていただけますか。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

最高大体二五、六パーセントの値上げ率になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 最高と最低を教えてくださいいただけますか。平均して一九パーセントはよく分かるのですけれども、最高で何パーセント、最低で何パーセント、ここを教えてください。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

最低で一八・六パーセント、最高で二六・六パーセントでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）最後になると思うのですけれども。

これだけの二六・六パーセントと一八・六パーセントの開きがあるのですよ。低水量世帯に対して二六・六パーセントは大きく値上げになっていると思うんです。これは見直す必要があると僕は思うのですけれども、御検討いただきたいと思えますけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま上程いたしております一九パーセントでいききたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）前回の委員会でも課題になりましたこの一〇立方メートルから二〇立方メートル、二〇立方メートルから五〇立方メートルの使われている人のパーセント、再度教えていただけますか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

○立方メートルから一〇立方メートルまでが一三・四パーセント、それから……細かい数字でもよろしいですか。段階別で……（議場に声あり）○立方メートルから一〇立方メートルが三三・一パーセント、一一立方メートルから二〇立方メートルまでが二八・二二パーセント、二一立方メートルから五〇立方メートルが三四・六八パーセント、一〇〇立方メートル以上が一・二六パーセントとなっております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私は何を言いたいかといいますと、一般家庭における比率なんですわ。今養田議員がおっしゃったように、水道料金を余り使わないで節水して生活を慎ましく暮らして、そして生活費を抑えようという家庭の方がいわゆる三三・一パーセントいらつしやるということですわ。また多くの一般の市民の方が二〇立方メートルから五〇立方メートルの間に三四・七パーセントいらつしやる、この辺の負担額の差というのが先ほど明らかになったと思うのですけれども、多いという、いわゆる生活を、一概には言えませんが、水道料金を抑えようとしておる中で、その上げ幅が多くなるということは生活に圧迫を与えるということです。

そこで、水道料金は値上げせなあかんという実態は存じ上げておりますが、しかしながらその徴収方法をもっと変えていかなくてはならないと考えます。そこで徴収料の何立米から何立米という幅を細かく割って、生活の節水に頑張っている人の負担感を少なくしなくてはならない。低所得に近い方の味方をしなくてはならない、節水を頑張ってくれておるんやから、その辺は。御所市であれば基本料金は一千九十円ですわ、八立米から一五立米が百七十五円、一六立米から三〇立米が二百円、三一立米から五〇立米が二百二十五円、御存じですやろ、こんなけの水道料金やの。五一立米から一〇〇立米という、こういった段階を細くして徴収しておるのが実態ですわ。大淀町何かもつと安い。同じ吉野川の水を使いながら。当然五條市は広いし今まで値上げしてこなかったという点もごさいますが、大淀町はもつと安いです。ただ橋本市に関しては高いですけども。その辺の、前は橋本市と比べておっただけでしょう、委員会でも。安いとこと比べなくてはならないし、こうした段階的に細かい分け方をして徴収しなくてはならない、その分けたときに節水して生活していらっしやる方、又家族の人数が少ない中で暮らしていらっしやる方の負担感を少なくした取組を何もなされていないということですから。そして赤字になったら大変なことになるので今の黒字の間に上げたいって、それはもう一度根本から物事を考え直さないとだめな話だと思っております。一年間の暫定の措置がございませぬ。この暫定の措置の間に次の一年間のことをしっかりと取り組まなければ私は賛成できませんわ。この暫定措置はそら仕方ないでしょう。しかしながら次のときの徴収の方法はこう変えますよと、節水で頑張っている方にはそんな負担感はございませぬよというように示さないで、さつき養田議員言うていただきました平均一九パーセントやけれども二六・六パーセントの負担感があるということですよ、それをどうお考えになりますか。

○議長（平岡清司） 松本水道局長。

○水道局長（松本武士） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、節水に頑張っている市民の方に対して負担割合が大きいということなんですけれども、今回見直しについてはやはり今の状態を考えますと一九パーセントという状態でさせてもらっているのですけれども、今後そういうことも踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 平均一九パーセントですよ。平均とつちやだめですよ。だから前は可決も否決もされなかったんですよ。新たに私たち

信任を受けて市民から再度負託を受けた中で議論をし合うということになったわけですよ。ですので、その中で多くの市民の方から意見をいただきました。下水道料金も同じですわ。一律百八円という枠の中で、水道料金の使用量の一律百八円という枠の中で下水道料金が加算される。そうしたこともしっかりと踏まえて、生活に直接関わる上下水道料金を見直していかなくてはならない。その辺根本的なところから再度取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

最後に、市長にその辺答弁を求めたいと思います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 山口議員の質問にお答え申し上げます。

前回これを上程させていただいて継続審議ということになって、今回また新たに出したと、いろんな意見も当然出ているかなと思います。段階的に分けるということも一つの方法かなということで、今平均値を言ったわけでありませうけれども、漏水の問題も出ておりました。これも大変石綿管から直すのに相当な金額が掛かると、これに関しては当然工事をもって漏水を直す比率とこれがトータル的に考えたときにそれをもし直して漏水がなくなった、一億二千万円が直ったと、まあ全部は直らないとしても、直ったとして、その工事費との比較をした場合、果たしてどうなのかなということも当然議論になるかなと、このままの状態でいくということも……、毎年漏水の問題は調査してやり変えるということはやっておりますけれども、それを今以上のばくだいなお金を掛けて投資することによってその負担率というのがどう変わっていくかということも一つ大事であろうかなと、そこらのバランスも当然あるかなということ、先ほどから山口議員がおっしゃったように、他市、いろんな考え方があつた。町村との考え方、又市、又県外の橋本市ということ、高いところの比較と安いところ、皆さん方は当然安いところを比較しますけれども、その辺のバランスというのは各自治体の財政力とか、またこれは特別会計になりますけれども、その辺を踏まえた形の中で決めていくと、基金もどういう状態であろうかなと、現在のところ今基金を保有していますけれども、その基金がここ何年かでもうすぐなくなつてしまふ、だから今のうちに段階的にやつていかなくてはならないという、そういう結論から値上げに達したわけでありませうけれども、二十年間上げてなかつたというのも一つ、これも疑問な点もあるかなと思つた。段階的に上げなくては一遍に急に上げるといふのは当然市民の納得、理解ができない部分もあるかなと、でも切羽詰まつている状況であろうかなということでありませうので、これを踏まえて、これは委員会に付託されますので、そこらを議論していただいて、そしてより良い形にという方向に持つていく形にはしたいというように思ひますが、ただ市民の皆さんの理解を得るといふことは多分なかなか難しい状況であろうかなと、値上げをするといふことは

市民の皆さんには当然理解ができる、ただしある程度の理解の得られるような体制というのは構築していかなくてはならない、そういうふう
に考えております。

以上です。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（平岡清司）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議案審議を続けます。

次に日程第九、議第五十九号、議第六十号、議第六十一号及び議第六十二号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十九号 市道路線の認定について。

議第 六十号 市道路線の認定について。

議第六十一号 市道路線の変更について。

議第六十二号 市道路線の廃止について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平岡都市整備部長。

〔都市整備部長 平岡耕一登壇〕

○都市整備部長（平岡耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十九号及び議第六十号、市道路線の認定、並びに議第六十一号、市道路線の変更、議第六十二号、市道
路線の廃止についての四議案を一括して、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第五十九号の市道路線の認定について提案理由を御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書二十ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

今回の市道西河内六号線は、現在道路改良事業を実施しています市道西河内一号线において、一部両サイドに家屋が立ち並んでいる箇所があり、その部分をう回し、既存道路への接続を図るため、新たに市道路線の認定を提案するものでございます。

道路延長といたしましては、二一八・一メートルであり、道路幅員につきましては、四・〇メートルから七・三メートルでございます。起点といたしまして、五條市西河内町一〇八番地先、終点といたしましては五條市西河内町二〇三―三番地先となっております。

以上、議第五十九号、市道路線の認定についての御説明を終わらせていただきます。続きまして、議第六十号の市道路線の認定について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、平成二十年度から平成二十八年度に掛け実施されました、県営ほ場整備事業に伴い改良された道路三路線の市道路線の認定について提案するものでございます。

恐れ入りますが、添付の地図①を御覧いただきたいと存じます。

この路線に関しましては、この後の議第六十一号において上程しております市道山陰十一号線の起点変更に伴い、既存の道路を市道山陰十三号線として新たに認定するものでございます。

道路延長といたしましては、一〇九・〇メートルであり、道路幅員につきましては、四・〇メートルでございます。

起点といたしましては、五條市山陰町七二九番地先。終点といたしましては、五條市山陰町三六四番地先となっております。

続きまして、添付の地図②を御覧いただきたいと存じます。

この路線につきましても、県営ほ場整備事業により、道路が改良されたことに伴い市道山陰十四号線として、新たに市道路線の認定を提案するものでございます。

道路延長といたしましては、二五一・一メートルであり、道路幅員につきましては、四・〇メートルでございます。

起点といたしましては、五條市山陰町八〇一番地先。終点といたしましては、五條市阪合部新田町一七〇〇番地先となっております。

続きまして、添付の地図③を御覧いただきたいと存じます。

この路線に関しましては、先の二路線と同様、県営ほ場整備事業により新規改良されたものであり、今回、市道大津十二号線として新たに市道路線の認定を提案するものでございます。

道路延長といたしましては、一一四・七メートルであり、道路幅員につきましては、四・〇メートルでございます。

起点といたしましては、五條市大津町四六二番地先。終点といたしましては、五條市大津町四五八番地先となっております。

以上で、議第六十号、市道路線の認定についての御説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十一号、市道路線の変更について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十二ページから二十四ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件につきましても、県営ほ場整備事業の換地処分により既存の市道の起終点が新たな地番付けによる変更と、既存路線の一部を付け替え
たことによる起点の変更を提案するものでございます。

表中の整理番号一から十三番におきましては、起終点の所在変更のみであり、市道の名称及び延長及び幅員についての変更はございませ
んのので、後刻御清覧いただきたいと存じます。

次に、整理番号十四番の市道山陰十一号線につきましては、恐れ入りますが、添付の地図⑭を御覧いただきたいと存じます。

今回、県営ほ場整備事業により既存道路の一部を付け替えたことにより起点が変更となりました。

それに伴い、道路延長六四四・一メートルが、変更後は五九九・六メートルとなり、幅員二・三メートルから三・六メートルが変更後二・
六メートルから四・〇メートルとなっております。

起点といたしましては、五條市山陰町三二〇―三番地先から五條市山陰町七四八番地先となっております。

終点につきましては、五條市黒駒町六九三番地に変更はございません。

以上、議第六十一号、市道路線の変更についての御説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十二号、市道路線の廃止について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件に関しましては、県営ほ場整備事業によるものであり、市道大津八号線の市道路線の廃止について御提案するものでございます。

本路線は、当該事業による区画整理により形状が耕作地となったため、道路機能を有しなくなったことによる廃止でございます。

また代替道路といたしましては、先ほどの議第六十号、市道路線の認定について、御提案をさせていただきます市道大津十二号線がその
機能を有する道路となるものでございます。

廃止する道路延長といたしまして、一四一・九メートル、幅員が二・三メートルから二・九メートルでございます。
以上、議第六十二号、市道路線の廃止についての御説明を終わらせていただきます。

ただいま上程いただきました議第五十九号及び議第六十号の市道路線の認定、並びに議第六十一号、市道路線の変更、議第六十二号の市道路線の廃止についての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）質疑というよりもお願いなんですけれども、こういった市道路線の廃止や延長、いろいろ変更があると思うのですけれどもね、ある阪合部地域でこんなことが今起こっております、台風二十一号によって土砂崩れがあったと、地元住民はそこが市道とばかり思っていたみたいです。ものすごく長い年月市道という認識でおられたらしいのですけれども、実際は市道ではなかったということがあったようですので、こういう市道路線の変更やそういう部分でしっかりと地元説明をしていただかないと、もし今後変更があった場合に、地域は市道とというような認識でおられる中で、災害等が起りまして実際は市道ではなかったと、お金も何も行政から下りてこないということで地元で悩まないといけないということが起り得る可能性があるのです、しっかりと地元説明だけよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（平岡清司）答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十三号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平岡都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、平成二十一年十月一日から指定管理を行っております五條市5万人の森公園に係る指定管理期間三期目が平成三十年三月三十一日をもって、管理期間の終了を迎えるに当たり、新しい指定管理者の選定を行うため、去る十月十七日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして選定されました、五條市5万人の森公園の指定管理者候補を地方自治法の規定に従いまして指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるところでございます。

まず一つ目の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市5万人の森公園」、位置は「五條市北山町九三〇番地の一」でございます。

次に二つ目の指定管理者に関する団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「アスカ美装株式会社」、代表者は「代表取締役 森脇信之」、住所は「檀原市醍醐町二九六番地の一」でございます。

最後に三つ目の指定の期間につきましては、「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」でございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）平成三十年四月一日から三年間の指定管理でございますけれども、この業者と決まりました経緯と結果、並びに指定管理料を教えてくださいますか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

提案理由でもありましたように、5万人の森公園の指定管理者選定委員会におきまして決定されたものです。

選定委員会の委員の方には中小企業診断士の方や有識者などが入っていただき、事務局の中で選定されたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(議場に声あり)

指定管理料につきましては、三千二百十万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(平岡清司) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 経緯と結果というのは、どれだけ入札があつて、総合評価点が何点であるとか、その辺を尋ねてます。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 九番山口議員の御質問にお答えします。

今回、入札を提案していただいたのは一団体となっております。

審査評価点については、非公開となっておりますので、ここでの答弁は差し控させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(平岡清司) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) これ二団体以上があつたら公開しておつたと思うのですよ、評価点。評価点は公開になっておるん違いますか。総合評価の

細かい点数は公開になっていないと思えますけれども。

こんな質問回数に入れやんといってくださいや。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 九番山口議員の御質問にお答えします。

申し訳ございませんでした。私の認識違いでございました。公開しております。申し訳ございません。

評価点としましては、百点満点中の八十五点となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(平岡清司) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 過去三年の利用実績を教えてくださいませんか、年度別に。

○議長(平岡清司) 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

利用実績といたしましては、有料施設の利用者として、平成二十六年度で一千三百七十人、平成二十七年年度で一千五百八十七名、平成二十八年度で一千六百八十九名となっております

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる有料施設使用者ということしかデータはとれないということですか。入場のデータはないということですか。

その辺の、ただ単に5万人の森公園を楽しんで利用してはる方の統計はないと、子供連れで遊びに来た人たちの統計はないということですか。

○議長（平岡清司）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、後刻御報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）ありますんか。……平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

広い公園の中で立ち寄っていたく総数につきましては、なかなか……、管理事務所の中におるだけでなかなか全てが把握できていないという状況だと認識しておりますので、全体の利用者については分からない状態であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最後にします。

この辺の評価というのは、お金を取っているから入場者が増えました。取っていないから分かりませんというよりも、どれだけ公園を賑わうように指定管理をしていたかの方が大事になってくるのではないのでしょうか。その辺の取組の姿勢が入場者の、いわゆるお金を支払わないで楽しめるようにしていただくのに五條市が指定管理料を支払っているわけじゃないですか。にもかかわらず入場者、いわゆる楽しんでい

ただいた方の統計が出ていないということは、事業評価ができないということです。しかもこれ年間ですか、三千二百十万円、三年で三千二百十万円です。一年間一千万円余りのお金を投資して、その事業評価がなされていないということに近いです。ただお金を払ったらそこを運営していただいて、閉めたままで置いておくよりはいいわというような考えになってしまうじゃないですか。どうして事業評価をされないのですか。その事業評価をもって次の指定管理者につなげていくのが当然の話だと思っておりますけれどもね。その辺の取組がまだ甘いと思います。だから入場者の人数も採っていないんです。その辺の事業評価をきちっとしていかうと思えば、どれだけ賑わいがあるのか、確認すべきですよ。という私の意見でございますので、答弁は結構です。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今ちょっと私も、あの公園自体の来場者、そこが一番重要なと思います。恐らく今部長が述べられた一千三百七十人、一千五百八十七名、一千六百八十九名というのは、あそこにある有料施設、恐らく売店及び喫茶店でカウントできる数字だけやと思うんですよ。やっぱり5万人の森公園ってね、売店や喫茶店だけが公園ではない。あの広い敷地の全てが公園なんです。やっぱり子供さん連れの方が遊びに来られたり、この5万人の森公園だけと違って中央公園でもそうですけれども、目に見えて来場者という利用者が増えてきている。そういうことが5万人の森公園に見受けられるのかどうか、そこが重要違うのかなと思うんです。今来場者に関してはカウントできないということをおっしゃってはったのですけれども、先ほどの都市緑地法の一部改正の中で出てきておったP―PFI、これは都市公園に対して該当する条例改正やっただので5万人の森公園はこれに該当しないとってはったんですけれども、該当しなくても考え方はね、ここに導入して、指定管理を受けていただく業者さんというんな協議をして、どうすればあの5万人の森公園がいろんな方に訪れていたけるような公園にできるのかということを考えていかなあかんの違うのかなと思うんです。それに対して、どのようなお考えで指定管理を出されておるか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 四番牧野議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり今回の条例でP―PFI制定いただいた活用をいろいろ考えていき、それ以外のところについてもその考え方を駆使しまして、今回指定管理者の方についてもそういう考えを市の方からしっかりと説明するなり、今後役立てていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） P—PFI、業者の方にこういうことができたさかいこういうふうにするべきやと、押し付けじゃなくて、指定管理を発注する側もこの考え方に基づいて業者の方とあつた場所をいろんな人で賑わえる場所にしたいんやと、だから指定管理を受けていただいた業者さんにもこの辺の考え方を理解していただいて、いい案ないですか、一緒にやっていくということが大事やと思うんです。そのための指定管理やと思うんですよ。ただ単にお金を払って、寂れないようにするというのが指定管理じゃない、あそこやっぱり活気ある場所にしていくというのが目的であると思いますので、是非その辺の考えをもとに、今後指定管理契約を結んでいただいて、業者さんともにあの場所を活気ある場所に変えていけるような考えを持った上で、取り組んでいただけたらと思います。

答弁は結構です。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十一、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第六十四号 工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭） ただいま程いただきました議第六十四号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十七ページを御覧願います。

契約の目的は、衛生センター解体撤去工事であり、契約の方法は、総合評価落札方式一般競争入札で、設計金額は消費税抜きで二億四千九百十万円でございます。

また、入札金額は、消費税抜きで二億二千四百十九万円であり、契約金額は、消費税込二億四千二百十二万五千二百円で、契約の相手方は、

村本建設株式会社奈良本店であります。

請負率は、九〇・〇パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、五條市建設工事等競争入札参加資格の土木一式及び、とび・土木、又は解体工事の登録を受けた者であつて、かつ建築業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における「とび・土木・コンクリート又は解体又はとび・土木・コンクリート・解体」の総合評価値が九百点以上で、過去十五年以内にしゅん工した解体工事の元請け実績を有するものとしたしました。平成二十九年九月十三日に入札公告し、十月六日に技術提案書を受付し、十一月七日までに三業者から入札書が提出され、十一月九日に開札が行われました。

その結果については次のとおりでございます。

金額については消費税抜きでございます。

まず、村本建設株式会社奈良本店、入札金額二億二千四百九十九万円、評価値五一・〇七二でございます。

次に、株式会社中川組、入札金額二億三千六百万円、評価値四六・六一〇でございます。

次に、大栄環境株式会社、入札金額二億二千四百九十三万四千円、評価値四七・三四七でございます。

以上の結果、評価値の高い村本建設株式会社奈良本店が落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

この工事は、衛生センター施設等の解体撤去工事一式となっております。

工期につきましては、契約締結の日から、平成三十年十一月三十日を予定しております。

以上で議第六十四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」、「三番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）とび・土工又は解体、そういう工事種目の中で九百点という企業点数ですね。企業点数が九百点要るといふようなこの条件でいった場合ね、五條市の業者の中でこの九百点に掛かってくるような業者はおられるかどうか教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）先ほど私が「とび・土木」と言ったのを訂正させていただきまして、「とび・土工」に訂正させていただきます。
大変申し訳ございません。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言いました土木一式と及びとび・土工の九百点以上の業者はおりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）その審査会か何かでこの条件で決めたという話ですけれども、そのときに五條市で取れる可能性のある業者がいなかったと、これ村本さん僕別に何も……、大変企業点数の高いいい会社やと思いますけれども、これ五條市でね、取ってもらわないと税金も何も入らないという話になってくると思うのですよ。この五條市の業者を入札に入れなかった、入れるような条件で出せないって、この辺ね、その審査会で話なかったですか。

○議長（平岡清司）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

まずやはりうちの発注といたしましては、市内業者で発注をするというのを大原則として、ずっと発注をしております。ただやはりこの中で金額的に申しますと、約二億円を超えております。二億円ということでございます。土木になりましたら、県のAと言いましたら、県の評価点でいきましたら四千万円以上がA1クラスになってしまいます。A1クラスと言いましたら、県のAと言いましたら、県の評価点でいきましたら九百点以上というのがA級でございます。ということになれば、必然とやはりそれ以下の点数しか持っていない業者の方であれば金額的な面も考慮したときに、やはり施工的に、施工といいますが、解体でございますけれども、やはりその部分で少ししんどい部分があるという判断をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）では五條市の中でね、この二億数千円円の解体業務を行ったことのある会社があるかないかというのは御存じですか。過去、さかのぼってこれくらいの規模の解体工事を請け負った業者って、僕、数社あると思うんですよ。しっかりと五條市の中で競争入札を行っていただいて、五條市の業者にとっていたらいいか、他市の業者が、何と言ったらいんですかね、もうけるじゃなくて、五條市内の業者がもうけていただいて税金を落としてもらうのが大原則やと僕は思うんですけどもね、この辺をしっかりと精査していただかないと。

あと一つ聞きたいのが、この中で村本さんが直接工事されるのか、どこが工事をされるのか、下請け業者が入るのか分かりませんが、前回もこの五條市で大型事業があったときにね、一社も五條市の業者が入らずそのまま他市町村の業者で終結してしまっただけ、数億円の工事でしたそれも。そんなことがありますのでね、しっかりと五條市の業者を使っていたらいいか、お願い申し上げないと思いませんか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

この金額、解体をしたかどうかというところまでは現実調べるのは不可能なところがあるかなとは思っています。その中で、前の衛生センターの建設のときもそうでしたけれども、この工事の方につきまして地域経済の活性化というのを総合評価の基準点のところに盛り込んでおまして、まず建築で三社以上、それ以外で三社以上、それに対しては点数として一・五点、それから建築関係で二社以上、それからその他で二社以上、それらと締結した場合には一点、何もなければ零点というような形で最低限でも市内の業者に何がしの下請けがいくような形の発注形態はとっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 私がお尋ねしたかった大半は養田議員がお尋ねいただいて、一つだけ、過去の私の、確か一昨年の予算委員会の総括質問だったと思うのですが、いろんな意味で五條市内の業者さんに契約のチャンスをあてがうというのも行政の位置付け違うのかなということ、物を買うにしても工事を請け負うにしても、どんな形にせよ五條市内の業者さんにそういう契約のチャンスをあてがうて行くというのは行政の役目であると、それに対して答弁いただいたら、それぞれの所管の部長、当時理事と市長公室長やったのかな。双方共にそういう方向で取り組んでまいりますという答弁をいただいていたと思うんです。今確かに辻田市長公室長が言われる点数が何点やということとは分か

らんでもないんですよ。でもこれだけ大きな公共事業ですわ。これを市内の業者さんが指くわえて見とかなあかんと、これは市内の業者さんもやっぱり五條市に対して事業税なり何なり納税していただいておると思うのですよ。そういう業者さんが会社の運営に対して意欲をなくするような発注の仕方はいかなものかなと思いますけれども、今回もう発注が終わったので、この契約は別にして、今後ね、そういうところに對して配慮できる範囲で、できない部分もあるうかと思うのですけれども、取組について今後の見解についてお尋ねします。

○議長（平岡清司） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、大原則としてやはり市内の業者の方に仕事を発注していくという基本は今後も崩れることはないと思います。ただやはり土木の企業の大きさ、そういう中でこれが先ほど言いました点数という形で現れております。やはり施工能力というのが、イコール点数が大きいとは限らないと思うのですけれども、それなりに業者の方は大きなところから小さいところもあるという中で、やはり金額、五條市としては二億円という工事、解体でございますけれども、大きな工事でございます。やはりそれにつきましては、それなりの業者の方にしてもらいたいという考えがあつた中で、このような発注となっております。

おっしゃるように、大原則を崩すことはなく、工事の方等は発注していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今回この工事に関してもいろんな情報が私のところにきていました。

ただ今の行政、いろんなことを検討して取り組んでおられるであろうと思つて、今まで一言も言っていないです。こんな話もありました、あんな話もありましたということをつたところね、今更この契約は変わることがないですよ。ただ私のところに届いておる情報をもとに今後発注方法等々、やっぱり市内の業者の育成、また市内の業者さんを通じて、市内にお住まいになる市民の皆さんの雇用就労の機会を一つでも作っていくというのが行政の務めやと思いますので、その辺のところも重きにおいて検討していただきますように、今後私もいろんな情報が入ってきますので、しっかりと次からは、またしっかりといろいろな形でどういうふうな取組をされるのか見守っていききたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

答弁、結構です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）当然のことながら総合評価でいろんな技術提案があったかと思われれます。特に解体工事におきまして、振動、又煤塵等の総合評価の技術提案があったかと思われれます。その中において、この振動、特に隣のクリーン・オアシス、クラックがたくさん入っておりますけれども、その辺に対する配慮等、この工事に総合評価の中、入札において、あったのかなかったのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

解体工事によるクリーン・オアシスへの影響につきまして、低振動建設機械や低振動工法を採用し工事を行い、工事期間中は振動計により測定し、振動規制法による測定値七五デシベルを厳守するよう指導書にも記載しており影響はないと考えております。

なお、解体工事の原因でクリーン・オアシスにクラックが発生したときは、解体施工業者が補修をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）当然のことながらクラックゲージが取り付けられてございますので、その辺もしっかりと監視していただいて、どこが原因のクラックなのか、その根拠を明らかにできるようにな体制を取っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）議第六十五号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第六十五号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、現計予算額にそれぞれ二千七百三十六万一千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、二百一億八千四百二十万六千円となるところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十三節委託料の二百九十一万六千円でございますが、マイナンバーカード関連システム改修業務委託料を追加するものでございまして、国が進めております女性活躍推進に対応したマイナンバーカードや住民票等への旧姓併記のためのシステム改修を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、十九節負担金補助及び交付金の百万円でございますが、障害者福祉施設開設準備経費助成事業補助金を追加するものでございまして、社会福祉法人五條市あすなろ福祉会が開設いたしますケアホームの備品購入等の一部経費について補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、回目二十節扶助費の二千七百四十万円でございしますが、障害福祉サービス費給付費及び障害児施設措置費並びに精神保健福祉手帳医療費をそれぞれ追加するものでございまして、福祉・介護職員処遇改善加算額の拡充等により、現計予算に不足が見込まれるため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち八百九十万円を国支出金として、九百二十五万円を県支出金として見込んでおります。

次に、回目二十三節償還金利子及び割引料の九百六十六万六千円でございますが、障害者支援事業に係る国庫並びに県費負担金等返還金を予算化するものでございまして、平成二十八年五條市自立支援給付費負担金、障害者医療費国庫負担金等の額が確定したことに伴い、受入済の当該負担金等の一部を返還するため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入ります、九ページを御覧いただきたくと存じます。

次に、同項二十目臨時福祉給付金事業費、二十三節償還金利子及び割引料の一千五百三十八万三千円でございますが、臨時福祉給付金事業に係る国庫補助金返還金を予算化するものでございまして、平成二十七年同事業費補助金額が確定したことに伴い、受入済の当該補助金の一部を返還するため、所要の経費を計上いたしております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、三目し尿処理費、十三節委託料の二千八百九十四万四千円の減額でございますが、クリーン・オアシス運転管理の業務委託について、本年度中に契約等に至らないことが見込まれることから、現計予算を減額するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入ります、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたくと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金におきまして、一千八百八十二万六千円を、十五款県支出金におきまして、九百二十五万円を、十九款繰越金におきまして、六百二十九万五千円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたくと存じます。

初めに、当初予算に計上いたしております七款土木費、二項道路橋梁費、道路改良事業の二千三百万円、これは新庁舎関連の岡口三号線、旧岡中線関連の経費でございますが、新庁舎建設事業との調整に時間を要したことから年度内完了が見込めないため翌年度へ繰り越すものでございます。

また、同項橋梁維持修繕事業費の二千五百六十万円でございますが、これは市内の橋梁点検に要する経費でございます。橋梁改良事業の一千九百四十万円、これは橋梁の補修工事でございます。三項河川費、河川維持修繕事業の一千五百万円、これは市内三河川の護岸改修に要する経費でございます。これらは事務事業の遅延等により、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、橋梁維持修繕事業及び橋梁改良事業につきましては、平成三十年九月末を、道路改良事業、及び河川維持修繕事業につきましては、平成三十年十二月末をそれぞれ予定してございます。

次に、四項都市計画費、JR大和二見駅前公衆トイレ整備事業一千二百八十四万二千円でございますが、西日本旅客鉄道株式会社、JR西

日本でございますが、による既設トイレの撤去工事の調整に不足の日数を要したことから、年度内完了が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年十二月末を予定いたしてございます。

次に、同項防災力強化棟整備事業一億二百七十万円でございますが、台風二十一号災害により防災力強化棟建設予定地が浸水被害を受けたことから、浸水対策を行うなど工事内容に変更が生じたため、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十一年三月末を予定いたしてございます。
続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、新庁舎敷地整備事業でございますが、当該敷地造成工事等につきましては、新庁舎建設に係る全体工程の短縮を図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十九年度から三十一年度といたしまして、限度額につきましては、四億一千七百万円といたしております。

次に、ごみ中継施設建設事業でございますが、同施設建設工事及び施工管理業務委託について、工期の前倒しを図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十九年度から三十二年度といたしまして、限度額につきましては、四億九千万円といたしております。

次に、みどり園跡地整備事業でございますが、焼却炉棟、リサイクルプラザ及び倉庫群の解体工事並びに施工管理業務委託につきまして、工期の前倒しを図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十九年度から三十一年度といたしまして、限度額につきましては、六億一千万円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十六号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）ただいま上程いただきました議第六十六号、平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五十万円を追加して、歳入歳出の予算総額を四億三千七百万円とするものでございます。次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

四款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目保険料還付金、二十三節償還金利子及び割引料五十万円の増額につきましては、後期高齢者医療保険料が変更された場合の還付金支払に伴う追加でございます。

還付額が通年ベースを上回り、現計予算等に不足が生じたため、所要の経費を計上いたしております。次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

五款諸収入、二項償還金及び還付加算金、一目保険料還付金、一節保険料還付金において五十万円の増額をいたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十六日から二十一日まで休会とし、次回二十二日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時三十一分散会